

平成20年10月28日

平成20年10月29日

標 茶 町 議 会
平成19年度標茶町各会計
決算審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

平成19年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録目次

第1号（10月28日）	
開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
認定第1号 平成19年度標茶町一般会計決算について	5
認定第2号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算について	5
認定第3号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計決算について	5
認定第4号 平成19年度標茶町老人保健特別会計決算について	5
認定第5号 平成19年度標茶町土地地区画整理事業特別会計決算について	5
認定第6号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計決算について	5
認定第7号 平成19年度標茶町病院事業会計決算について	5
認定第8号 平成19年度標茶町上水道事業会計決算について	5
決算審査意見書補足説明	32
内容質疑	39
総括質疑	
平川昌昭君	55
深見迪君	60
散会の宣告	67
第2号（10月29日）	
開議の宣告	71
付議事件	
認定第1号 平成19年度標茶町一般会計決算について	71
認定第2号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算について	71
認定第3号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計決算について	71
認定第4号 平成19年度標茶町老人保健特別会計決算について	71
認定第5号 平成19年度標茶町土地地区画整理事業特別会計決算について	71
認定第6号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計決算について	71
認定第7号 平成19年度標茶町病院事業会計決算について	71
認定第8号 平成19年度標茶町上水道事業会計決算について	71
総括質疑	
後藤勲君	71
閉会の宣告	75

平成19年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成20年10月28日（火曜日） 午前10時15分 開会

付議事件

- 認定第 1号 平成19年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成19年度標茶町老人保健特別会計決算
- 認定第 5号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算
- 認定第 6号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 7号 平成19年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 8号 平成19年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（14名）

委員長	菊地誠道君	副委員長	林博君
委員	田中進君 (14:30退席)	委員	黒沼俊幸君
〃	越善徹君	〃	後藤勲君
〃	小野寺典男君	〃	末柄薫君
〃	舘田賢治君	〃	深見迪君
〃	田中敏文君	〃	川村多美男君 (10:15~14:50退席)
〃	小林浩君	〃	平川昌昭君

○欠席委員（0名）

なし

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君

平成19年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教委管理課長	島田哲男君
指導室長	川嶋和久君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君 (農林課長兼務)
会計管理者 兼出納室長	稲沢伸穂君
監査委員	山口幸夫君
監査委員	伊藤淳一君
監査事務局長	佐藤吉彦君 (議会事務局長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	中島吾朗君

(議長 鈴木裕美君委員長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（鈴木裕美君） ただいまから平成19年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

(午前10時15分)

◎委員長の互選

○議長（鈴木裕美君） 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼君が年長委員でありますので、黒沼君に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く。)

○年長委員（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員14名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 委員長の互選につきましては、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま平川君から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、平川君からの指名推選に決定いたしました。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 委員長には、菊地委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま平川君から、委員長には菊地委員の推薦がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。
よって、委員長には菊地君が当選いたしました。
休憩いたします。

休憩 午前10時18分
再開 午前10時19分

(委員長 菊地誠道君委員長席に着く。)

- 委員長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

- 委員長(菊地誠道君) 続いて、副委員長の互選を行います。
互選の方法について発言を求めます。

平川君。

- 委員(平川昌昭君) 副委員長の互選につきましては、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

- 委員長(菊地誠道君) ただいま平川君から指名推選の発言がありました。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長の互選は、平川君からの指名推選に決定いたしました。
平川君。

- 委員(平川昌昭君) 副委員長には、林委員を推薦いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

- 委員長(菊地誠道君) ただいま平川君から、副委員長に林君の指名がありました。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長には林君が当選いたしました。
休憩いたします。

休憩 午前10時20分
再開 午前10時21分

- 委員長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○委員長（菊地誠道君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

認定8案について説明を求めます。

企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 初めに、認定第1号から第6号までの平成19年度標茶町一般会計、特別会計5会計の決算内容等についてご説明させていただきます。

まず、本町の行財政を取り巻く情勢であります。ご案内のとおり、我が国は未曾有の財政危機や人口減少下での少子高齢化の進展など数多くの課題を抱えており、経済の動向につきましても景気回復基調と言われつつも、一部の地域、産業にとどまり、地域間、産業間の格差が拡大する中、厳しい状況が続いております。また、地方自治体においては財政需要がふえる社会環境にありますが、一方で三位一体の構造改革が推し進められる中、歳入の確保に不安感が広がっており、より堅実な行財政運営が求められております。このような情勢であればこそ、自助、共助、公助のバランスのとれた協働のまちづくりが不可欠であり、町民の皆様、関係機関、団体のご理解とご協力を賜り、まちづくりを推進してきたところであります。

次に、財政を取り巻く状況ですが、ご案内のとおり、本町財政における歳入構造は国、道への依存体質が引き続き顕著であります。平成19年度における自主財源比率は地方交付税の下げどまり感がありつつも、削減の影響は引き続き大きく、決算年度数値で31.4%となり、対前年度比では1ポイントの増にとどまりました。内容的には自主財源の軸をなす町税は、税源移譲や税制改正により増収となる要因があるにもかかわらず、原油価格の高騰、その他の影響による消費者物価への連動等により納税環境は厳しく、収納済額は増加したものの、収納率としては低下しており、また歳出においては制度改革による扶助費の増加が続くなど、本町財政は山積する行政課題と相まって、総じて厳しい状況が続いております。また、地方交付税につきましても、下げどまり感はありつつもいまだ不確定要素があり、ピーク時から見ますと大きく減額されており、依然として厳しい環境下にあります。このようなことから、将来に向け持続可能な健全で安定した財政運営を目指し、前年度に引き続き財政の効率化、質的改善に取り組んできたところでありまして、平成19年度中に実施いたしました行財政改革につきましても、一般職給与は対前年比で1,626万9,000円の削減を実施したところであります。

次に、平成19年度における一般会計、特別会計の決算概要についてご説明申し上げます。それぞれの決算数値等の詳細につきましては、後ほど資料により説明させていただきますが、一般会計は歳入決算額で95億2,654万7,779円、歳出決算額は94億4,780万8,398円で歳入歳出差引額は7,873万9,381円となり、特別会計5会計全体では歳入決算額44億6,937万

7,145円、歳出決算額44億1,718万6,639円で歳入歳出差引額は5,219万506円で決算を終えたところではあります。

そのうち町税でございますが、依然景気回復の兆しが見出せず、所得全体の落ち込み等多くのマイナス要因を抱えながらも課税客体の適正な捕捉、収納対策の取り組み等、納税者への理解を求めながら対応してまいりまして、税源移譲による額の増加を見たものの、結果といたしましては収納率は89.1%となり、対前年度比で1ポイントの減となったところでありまして、収納対策につきましては、収入確保に向け、一層のご理解とご協力をいただける努力を積み重ねるとともに、新たに設置されました釧路・根室広域地方税滞納整理機構への加入や夜間納税窓口の開設、さらには差し押さえ等も取り組んでまいりました。

次に、基金の支消でございますが、財政調整基金を3億3,000万円、備荒基金を4億394万6,000円、合計7億3,394万6,000円を支消いたしまして、所要財源の調整を図ってきたところでありまして、

なお、後ほどご説明いたしますが、平成19年度中の財政調整基金、減債基金及び備荒資金への積み立てにつきましては、9億47万4,042円を積み立てしたところでありまして、

歳出につきましては、後ほど主要な施策の成果等において概要を申し述べますが、当初予算可決後6回の補正予算のご審議をいただき、施策の具現化を図ってきたところでありまして、

また、一般会計より国民健康保険事業事業勘定特別会計に1億2,542万8,611円、老人保健特別会計に1億207万4,000円、下水道特別会計に2億8,245万4,876円、土地区画整理事業特別会計に2億3,610万6,919円、介護保険事業特別会計に1億4,970万9,000円を繰り出し、それぞれの事業に支障が生じないよう配慮したところでありまして、その結果、平成19年度に係る主要な財政数値は、財政力指数が0.222で、経常収支比率は交付税や臨時財政対策債の減少等により引き続き高い状況となっており、89.9%となり、前年度より0.1ポイント高くなったところでありまして、また、公債費比率につきましては18.6%と0.5ポイント低くなっており、起債制限比率につきましても11.3%と、1ポイント低くなったところでございます。

なお、後ほど報告させていただきますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4指標等につきましては、すべて財政健全化判断基準には達しておりません。

次に、認定第1号から第8号にかかわる決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、また本年度より義務化されました健全化判断比率、資金不足比率についてご説明を申し上げます。

最初に、お手元に配付させていただきました平成19年度標茶町決算資料の1ページをお開きください。各会計歳入歳出総括表についてご説明申し上げます。

まず、一般会計であります、歳入決算額は95億2,654万7,779円、歳出決算額は94億4,780万8,398円で、歳入歳出差引額は7,873万9,381円となりました。

次に、国民健康保険事業事業勘定特別会計ですが、歳入決算額は12億7,892万3,081円、

歳出決算額は12億4,682万9,850円で、歳入歳出差引額は3,209万3,231円となりました。

下水道事業特別会計では、歳入、歳出決算額とも8億5,204万2,494円となりました。

老人保健特別会計では、歳入決算額は9億6,405万5,528円、歳出決算額は9億6,297万3,805円で、歳入歳出差引額は108万1,723円となりました。

土地区画整理事業は、歳入、歳出決算額とも2億4,169万8,919円となりました。

次に、介護保険事業特別会計ですが、まず保険事業勘定につきましては、歳入決算額は6億4,667万5,974円、歳出決算額は6億3,939万1,995円で歳入歳出差引額は728万3,979円となり、サービス事業勘定では歳入決算額が4億8,598万1,149円、歳出決算額は4億7,424万9,576円となり、歳入歳出差引額は1,173万1,573円となりまして、介護保険事業特別会計トータルでは、歳入決算額11億3,265万7,123円、歳出決算額11億1,364万1,571円、歳入歳出差引額は1,901万5,552円となりました。

企業会計を除く各会計合計では、歳入決算額139億9,592万4,924円、歳出決算額138億6,499万5,037円で、歳入歳出差引額は1億3,092万9,887円で決算を終えたところでありませう。

ちなみに、平成18年度における歳入決算額は140億1,723万6,915円で、歳出決算額は139億2,924万8,162円でありまして、平成19年度決算額と平成18年度決算額を比較しますと、歳入決算額では2,131万1,991円、0.2ポイントの減、歳出決算額では6,425万3,125円、0.5ポイントの減、歳入歳出差引額では4,294万1,134円、48.8ポイントの増となりました。

次に、2ページの一般会計歳入決算内訳ですが、1款町税から21款町債までの合計で申し上げますが、最終予算額96億1,345万2,000円に対しまして、調定額は98億5,903万2,519円で、収入済額は95億2,654万7,779円、不納欠損額411万3,666円、収入未済額につきましては3億2,837万1,074円で、収納率は96.6%となりました。

ちなみに、収入済額95億2,654万7,779円のうち自主財源は29億9,093万26円で、前年度と比し1ポイント増の31.4%で、依存財源は65億3,561万7,753円で68.6%を占めたところだす。

次に、3ページの一般会計歳出決算内訳ですが、1款議会費から15款予備費までの合計で申し上げますが、最終予算額96億1,345万2,000円に対しまして、支出済額は94億4,780万8,398円、翌年度繰越額1億2,223万7,000円、不用額は4,340万6,602円で、最終予算額に対する支出済額の比率は98.3%となりました。

次に、4ページの一般会計歳出性質別決算内訳でございますが、その主なもののみご説明いたします。人件費につきましては、平成18年度決算額15億4,950万3,000円に対しまして、平成19年度決算額は15億3,561万円で、その構成比は16.2%となり、構成比の前年度対比では0.5ポイント減、金額は1,389万3,000円の減で、対前年度比で0.9%の減となりました。

物件費では、平成18年度決算額13億7,706万4,000円に対しまして、平成19年度決算額は13億9,499万5,000円で、その構成比は14.8%で、前年度対比では0.1ポイントの減、額では

1,793万1,000円の増で対前年度比では1.3%の増となりました。

補助費等では、平成18年度決算額18億216万6,000円に対しまして、平成19年度決算額20億1,835万9,000円で、その構成比は21.4%で、前年度対比では2ポイントの増、金額では2億1,619万3,000円の増、対前年比では12%の増となりました。

普通建設事業費では、平成18年度決算額で12億94万3,000円に対しまして、平成19年度決算額は12億2,010万7,000円で、その構成比は12.9%で、前年度比ではポイントで0.1の減ですが、額では1,916万4,000円の増、対前年比では1.6%の増となりました。

公債費では、平成18年度決算額13億4,893万円に対しまして、平成19年度決算額13億1,851万5,000円で、その構成比は13.9%で、対前年比では0.6ポイントの減、金額では3,041万5,000円の減となりました。

繰入金では、平成18年度決算額9億3,316万円に対しまして、平成19年度決算額は8億9,655万2,000円で、その構成比は9.5%で、前年対比では0.6ポイントの減、金額では3,660万8,000円の減となっております。

次に、5ページから7ページであります。ただいまご説明いたしました歳入歳出、そして歳出の性質別につきまして、今年度は平成15年度を基準といたしまして、平成19年度までの趨勢比較を行っております。

まず、5ページの一般会計年度別歳入比較表であります。特徴的なものについてご説明いたします。まず、町税であります。年々減少しておりましたが、平成19年度につきましては、平成15年度と比較いたしまして101.7%となっております。逆に、地方譲与税につきましては年々増加しておりましたが、平成19年度では100.8%と微増となっております。配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金につきましては、少額であります。平成16年度に新設されたものであります。問題の地方交付税につきましては、平成15年度と比較しまして、金額では5億3,660万8,000円、率にしまして89.3%まで減少しております。ちなみに、一番多かった平成11年度と比較いたしますと、額で18億7,219万9,000円減少しております。また、使用料及び手数料につきましては、平成18年度から体育施設の有料化を実施しておりますが、他の費目での減少があり、総体的には平成18年度と比較し、538万1,990円増加しております。対平成15年度と比較いたしますと4.3%の減となっております。国庫支出金につきましては、公共事業の縮減や一般財源化によりまして年々減少を続けておりましたが、平成19年度につきましては標茶小学校講堂の防音工事等により、平成15年と対比し、114.9%となっております。財産収入につきましては、平成16年度に農業施設売却収入がありましたことから402.8%となっております。平成17年度以降はこの分がありませんので、数値が平準化しております。繰入金につきましては、公債費償還のピークが過ぎましたことから、平成15年度と比較し、64.9%となっております。町債につきましては、平成15年度以降削減を図り、平成19年度では56.2%となっております。

歳出につきましては、7ページをお開きください。一般会計年度別歳出性質別比較表であります。人件費では、行財政改革を実施しておりますことから、平成15年度に比し、

87.3%まで減少しております。また、普通建設事業費においても国の公共投資削減方針もありまして、65.8%と減少しております。一方、扶助費においては、措置から支援費制度へと変更になり、平成15年度から増加傾向となっております。公債費につきましては、償還のピークが平成15年度であり、その後減少を続けており、平成15年度との比較は85.6%となっております。

なお、6ページの歳出費目別比較につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、8ページの国民健康保険事業事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入では1款国民健康保険税は、最終予算額4億1,483万3,000円、調定額5億4,390万3,812円、収入済額4億1,760万4,153円、不納欠損額446万4,744円で、収入未済額は1億2,183万4,915円で、最終予算額に対する収納率につきましては100.7%、また、調定額に対する比率は76.8%となりました。

以下、款別の説明を省略させていただき、合計のみをご説明いたします。合計では、最終予算額12億7,590万円に対して、調定額14億548万1,740円、収入済額12億7,892万3,081円、不納欠損額446万4,744円、収入未済額につきましては1億2,209万3,915円で、最終予算額に対する収納率につきましては100.2%、調定額に対する比率は91%となりました。

次に、歳出ですが、1款総務費では支出済額が1,806万8,448円、2款保険給付費が7億7,926万2,253円、3款老人保健拠出金については1億8,246万736円となりました。

以下、款別の説明を省略させていただきまして、合計で申し上げますが、最終予算額12億7,590万円に対しまして、支出済額は12億4,682万9,850円、不用額が2,907万150円で、最終予算額に対する支出済額の比率は97.7%となりました。

次に、ページが飛びますが、14ページをお開きください。国民健康保険事業決算の状況についてご説明いたします。まず、世帯数及び被保険者数の状況ですが、世帯数では平成19年度は2,087世帯で、平成18年度に比し25世帯増加し、被保険者数では4,596人で平成18年度に比較し115人の減であります。

次に、保険税の状況の現年度分ではありますが、調定額につきましては、平成19年度は4億2,714万3,200円で、平成18年度と比較し288万8,800円減少し、1世帯当たりの調定額でも前年度に比し3,882円減となったところであります。収納額の1世帯当たりでは、平成19年度が19万2,859円で、平成18年度に比し3,144円の減となりました。なお、現年度分の収納率は94.23%と、対前年比0.25ポイント増加しております。

次に、滞納繰り越し分ではありますが、調定額につきましては平成19年度1億1,676万612円で、平成18年度に比し919万8,488円増加し、1世帯当たり調定額でも3,783円増加したところです。なお、平成19年度の不納欠損額は446万4,744円で、平成18年度に比し79万5,976円減少し、収納率では12.93%と対前年比3.16ポイント増加しました。

次に、年度末滞納繰り越し分の推移につきましては、表に記載しておるとおりであります。平成19年度の上昇率は103.6%と対前年比4.4ポイント減少しております。

15ページ以降の資料につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

次に、9ページにお戻りいただきたいと思います。下水道事業特別会計歳入歳出決算の状況であります。まず歳入ですが、その主なものをご説明いたします。1款分担金及び負担金は、収入済額487万7,070円、収入未済額609万2,840円で、最終予算額に対して111.7%の比率であり、2款使用料及び手数料は、収入済額7,194万3,470円で、不納欠損額9万9,150円、収入未済額695万2,880円で、最終予算額に対して99.3%、また3款国庫支出金は、収入済額1億6,030万円で、最終予算額に対して100%、5款繰入金は、収入済額2億9,372万8,876円で、最終予算額に対して97.6%、8款町債については、収入済額3億1,320万円で、最終予算額に対して100%、合計では最終予算額8億5,938万7,000円、調定額8億6,518万7,364円、収入済額8億5,204万2,494円、不納欠損額9万9,150円、収入未済額1,304万5,720円で、最終予算額に対する収納率は99.1%となりました。

次に、歳出ですが、主なものとして1款総務費では、最終予算額8,315万9,000円に対し、支出済額7,777万2,787円で、最終予算額に対する比率は93.5%で、2款公共下水道事業費は、最終予算額3億5,870万9,000円に対し、支出済額3億5,819万9,343円で、最終予算額に対する比率は99.9%となりました。4款公債費では、最終予算額4億1,707万4,000円に対し、支出済額4億1,607万3,644円で、最終予算額に対する比率は99.8%となりました。合計では、最終予算額8億5,938万7,000円に対し、支出済額は8億5,204万2,494円、不用額が734万4,506円で、最終予算額に対する支出済額の比率は99.1%となりました。

次に、10ページの老人保健特別会計歳入歳出決算の状況です。まず、歳入ですが、1款支払基金交付金から6款諸収入まで、最終予算額及び調定額に対し、収入済額はほぼ100%となりまして、合計では最終予算額9億6,405万2,000円に対し、調定額、収入済額ともに9億6,405万5,528円となりました。

次に、歳出ですが、合計のみご説明いたします。最終予算額9億6,405万2,000円に対し、支出済額9億6,297万3,805円、不用額107万8,195円で、最終予算額に対する支出済額の比率は99.9%となりました。

次に、11ページの土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の状況であります。まず歳入についてですが、その主なものについてのみご説明いたします。3款繰入金は、最終予算額2億3,654万6,000円に対して、調定額、収入済額ともに同額の2億3,610万6,919円で、最終予算額、調定額に対する比率はそれぞれ99.8%、100%となりました。合計では、最終予算額2億4,202万8,000円、調定額2億4,287万1,785円、収入済額2億4,169万8,919円となり、最終予算額及び調定額に対する収入済額の比率は、それぞれ99.9%、99.5%となりました。

次に、歳出ですが、1款事業費につきましては、最終予算額3,705万8,000円に対し、支出済額3,679万8,653円、不用額25万9,347円で、2款公債費は、最終予算額2億490万2,000円に対し、支出済額2億490万266円、不用額1,734円で、執行率はそれぞれ99.3%、ほぼ100%となりました。合計では、最終予算額2億4,202万8,000円、支出済額2億4,169万8,919

円、不用額32万9,081円で、その執行率は99.9%となりました。

次に、12ページの介護保険事業特別会計歳入歳出決算のうち保険事業勘定の状況であります。歳入の主なものについてのみご説明いたします。1款保険料は、最終予算額9,603万4,000円に対して、収入済額は9,884万3,200円で、最終予算額及び調定額に対する比率はそれぞれ102.9%、97.3%となり、2款国庫支出金では、最終予算額1億6,131万1,000円に対して、収入済額は1億4,095万9,385円で、最終予算額及び調定額に対する比率はそれぞれ87.4%、100%となりました。3款道支出金は、最終予算額7,372万3,000円に対して、収入済額は8,976万4,371円で、最終予算額及び調定額に対する比率はそれぞれ121.8%、100%となりました。4款支払基金交付金は、最終予算額1億7,832万9,000円に対して、収入済額は1億8,091万3,953円で、最終予算額及び調定額に対する比率はそれぞれ101.4%、100%となりました。6款繰入金は、最終予算額、収入済額ともに1億2,406万9,000円、最終予算額及び調定額に対する比率はいずれも100%となりました。7款繰越金は、最終予算額1,206万6,000円に対して、収入済額は1,206万6,865円で、最終予算額及び調定額に対する比率はいずれも100%となりました。合計で、最終予算額6億4,553万7,000円、調定額6億4,942万3,474円、収入済額6億4,667万5,974円となり、最終予算額及び調定額に対する収入済額の比率はそれぞれ100.2%、99.6%となりました。

次に、歳出ですが、1款総務費につきましては、最終予算額3,753万6,000円、支出済額は3,396万2,134円、不用額は357万3,866円で、その執行率は90.5%となりました。2款保険給付費は、最終予算額5億7,399万6,600円に対し、支出済額は5億7,314万275円、不用額85万6,325円で、その執行率は99.9%となりました。3款地域支援事業費は、最終予算額2,427万1,000円、支出済額は2,383万2,810円、不用額は43万8,190円で、その執行率は98.2%となりました。合計では、最終予算額6億4,553万7,000円に対し、支出済額6億3,939万1,995円、不用額は614万5,005円で、その執行率は99%となりました。

次に、13ページのサービス事業勘定の状況であります。主なもののみについてご説明いたします。まず、歳入ですが、1款サービス収入は、最終予算額4億4,974万円に対して、収入済額は4億5,123万7,761円で、最終予算額及び調定額に対する比率はそれぞれ100.3%、99.9%となり、2款繰入金は、最終予算額、調定額、収入済額ともに同額の2,988万1,000円で、4款繰越金は、最終予算額436万4,000円に対して、調定額、収入済額はともに436万4,213円で、最終予算額及び調定額に対する比率はいずれもおおむね100%となり、合計では最終予算額4億8,442万8,000円、調定額4億8,627万8,469円、収入済額4億8,598万1,149円、収入未済額29万7,320円となり、最終予算額及び調定額に対する収入済額の比率はそれぞれ100.3%、99.9%となりました。

次に、歳出ですが、1款サービス事業費は、最終予算額4億8,427万8,000円、支出済額4億7,424万9,576円、不用額1,002万8,424円で、その執行率は97.9%となりました。合計では、最終予算額4億8,442万8,000円に対し、支出済額4億7,424万9,576円、不用額1,017万8,424円で、その執行率は97.9%となったところです。

以上で平成19年度標茶町決算資料について説明を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についてご説明いたします。資料につきましては、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の1ページから8ページまでに記載してございます。

まず、産業の振興についてであります。本町を取り巻く状況につきましては、内因、外因により依然として厳しい状況下に置かれておりますが、基幹産業であります酪農情勢につきましては、2年連続の減産型計画生産のもとにありつつも、ほぼ前年並みの16万2,000トンを確保し、また輸入飼料価格が高騰する中、草地整備事業に着手し、良質自給飼料の確保に努めるとともに、生産効率向上のため取り組んでまいりました中虹別地区交換分合事業につきましても各位の理解と協力のもと完了したところであります。一方、安全、安心の食がキーワードとなっておりますが、本町産生乳の乳質は、さまざまな取り組みにより全道トップを維持しておりますし、本町の責務でもあります環境と調和した生産を実現すべく、家畜ふん尿処理対策としてパンフレット配布、ファクスによる情報提供、定期的な巡回等を行い、違反発生予防に努めました。中山間地域直接支払交付金制度につきましては、集落協定への参加者382戸、20法人、2万5,717ヘクタールの農地を対象として交付金総額は3億9,112万円となり、耕作放棄地の発生予防に効果を上げたところであります。育成牧場の運営につきましては、受託牛の適正管理に努め、哺育事業では技術習得研究に努めてまいりました。

林業振興につきましては、引き続き保安林造林、保育事業を展開し、また治山や林道整備、普及啓発活動を行うとともに、第2期を迎えた森林整備地域活動支援交付金制度につきましても、153の個人、法人の参加により3,481ヘクタールの森林に対し協定を締結し、適切な森林管理の取り組みが行われたところであります。

水産の振興につきましては、塘路湖、シラルトロ湖の環境保全に留意しつつ、増殖事業に対し支援し、またコイヘルペスウイルスの発症対策につきましては漁協を主体として監視を継続してまいりました。

商業の振興につきましては、商工会に対する各種事業の支援やGOGOチャレンジショップ支援事業を創設し、新たな起業を助長するとともに、事業者に対する町融資制度において必要な資金運営の選択肢の充実を図ったところであります。

労働対策につきましては、引き続き冬期雇用対策、生活安定対策、職業病予防対策等、労働者福祉の向上に努めました。

観光振興につきましては、本町の自然環境をテーマに、地域産業、歴史、文化、生活等の体験、学習、交流を推進するとともに、観光施設の維持管理と充実、観光、特産品のPR活動を展開してまいりました。

次に、生活環境の整備についてであります。だれでも健康で安心して暮らせる快適なまちを目指し、地域要望や計画の優先度に意を配しながら、社会資本の整備に努めてまいりまして、国道では243号線虹別萩野高台の防雪さく設置事業については完了し、早期着工

を求めておりました地域高規格道路の阿歴内道路については整備区間として工事がスタートいたしました。また、標茶を起点とする道東縦貫道路につきましては、引き続き計画路線への昇格を求め要請してまいりました。

道道では、継続的に各路線において維持、修繕、改良、舗装工事が実施され、また開運橋かけかえ事業関連では、引き続き駅前中央通りの整備が進められました。

町道につきましては、町内各地で整備を行い、その結果、当該年度末における現況は508路線、729キロ、改良延長390キロ、舗装延長347キロ、改良率で53.5%、舗装率で47.6%となったところです。

冬期間の道路維持管理では、記録的に雪の少ない年であり、降雪日数30日間、降雪量累計が60センチでありましたが、直営並びに委託業者21社により交通の確保に努めたところであります。

都市公園につきましては、平和地区3号街区公園の整備実施に向け町内会と協議を進めるとともに、遊具等公園施設の維持管理に努めたところであり、鉄東土地区画整理事業につきましては、宅地整備並びに換地処分業務及び清算事務の準備を進めたところであります。

住宅の整備につきましては、桜団地において、建設コストの縮減、超過負担の軽減を図りつつ1棟8戸の建てかえを実施いたしました。限定特定行政庁としての建築行政につきましては、建築物確認審査28件、建設リサイクル法届け出審査11件の適正かつ迅速な処理に努めてまいりました。

公共下水道事業につきましては、平和地区で污水管、雨水管の整備を行い、整備率は89.3%となり、塘路地区の特定環境保全公共下水道事業では、整備率が99.6%となり、下水道全体の普及率は、農業集落排水事業を含め60.5%となったところであります。また、磯分内地区においては、事業実施に向けた基本計画の策定を行ったところであります。

次に、保健福祉の充実と生活安定の確保についてであります。急激な少子高齢化や経済環境など、社会福祉を取り巻く環境が複雑、多様化している中、標茶町保健福祉総合まちづくりプラン、第3期高齢者保健福祉計画、介護保険計画、障がい者保健福祉計画の着実な推進を、社会福祉協議会、関係機関、団体との連携を深め行ってまいりました。

高齢者福祉につきましては、各事業を円滑に進めるとともに、やすらぎ園においては、居室カーテンの取りかえ、汚物用洗濯機、乾燥機の更新、ショートステイ利用者の移動用車両の購入等、サービスの向上に努め、また地域包括支援センターでは体制を充実し、堅実な運営を行ってまいりました。

障害者福祉につきましては、施設運営の支援、法による地域生活支援事業の円滑実施に努め、尊厳を重視した地域社会の充実に努めてまいりました。

児童福祉につきましては、ゼロ歳児保育を継続するとともに、学校、保育所、幼稚園の連携を強化し、保育内容の充実に努め、さらには児童館、学童保育、子育て支援センター、子ども発達支援センターの運営を行うとともに、新たに子育て応援チケットの贈呈を通じ、

子育て支援を行ってまいりました。

住民の健康増進につきましては、総合検診、人間ドックを通じ疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、おたっしやプロジェクト、ヘルスコンダクター養成事業を実施し、健康意識の向上、健康づくり、介護予防を図ってまいりました。

町立病院の運営につきましては、職員研修を強化しつつ、患者の立場に立った医療サービスの提供や、利便性の向上に取り組んでまいりました。

廃棄物の処理につきましては、一廃の全町収集の継続や、住民協力のもと減量化、資源化を進め、焼却施設の運転日数の軽減に努め、また自然の番人宣言の啓蒙により、不法投棄、ポイ捨て根絶に向けた活動を行ったところであります。

安全、安心な暮らしの施策につきましては、釧路川のはんらんに備えた釧路川水防公開演習を15団体に共催実施いたしました。水防訓練、住民避難訓練、児童生徒の水防学習隊など総勢2,700人の参加を得、防災活動の取り組みが強化されたところであります。

救急体制につきましては、老朽化した高規格救急車の更新を行い、救急体制の充実を図りました。

さらに、交通安全運動の推進や安全で安心なまちづくりを目指し、各種防犯活動を実施し、また振り込め詐欺、架空請求などの犯罪防止広報を積極的に行いました。

次に、教育の振興についてであります。心豊かな人間性と望ましい社会性の育成を目標に、学校、家庭、地域社会の連携を一層深め、それぞれの教育機能を有機的に関連づけられるよう努めてまいりました。

確かな学力の向上につきましては、地域の特色を生かす教育、個に応じた指導方法の工夫改善、指導と評価の一体化による指導工夫、ALTの派遣など創意ある教育課程の編成に努めました。また、教職員の研修を積極的に支援するとともに、阿歴内小中学校及び標茶中学校を研究指定校とし、学校教育の充実を図りました。

豊かな心を育てる教育では、道徳教育の充実に努め、また不登校、いじめ防止にかかわる一校一運動を推進しつつ、町独自の実態調査を行い早期発見、早期対応に当たるとともに、家庭における教育力向上にも努めてまいりました。

心身ともに健康な生活を送るための基盤となる体力づくりにつきましては、各事業を通じて健康教育の推進を図るとともに、学校保健事業につきましても各種定期健診等を行い、疾病、事故の予防、防止に努めました。

平成19年度からスタートした特別支援教育への対応につきましては、実態に即して必要な職員を配置し、またより適切な指導を行うため、個別の指導計画作成、校内委員会の設置、教員の研修を行ってきたところであります。

通学路等の安全確保については、警察の協力のもと、防犯教室を開催するとともに、通学路安全マップを作成し、安全確保の充実を図りました。

学校施設の整備につきましては、防音対策として標茶小学校講堂の完成ほか阿歴内中学校塗装、塘路小中学校校舎屋根、学校給食共同処理場暖房等設備、標茶中学校ダムウエー

ター等の改修を行うとともに、遊具の点検調査を実施し、安全対策に努めました。

学校給食につきましては、衛生管理徹底のため、食器の計画的入れかえを行うとともに、安全、安心で栄養のとれた献立に努めました。

遠距離通学児童生徒につきましては、16路線のスクールバスを運行し、通学の確保を図るとともに、バス利用以外の遠距離通学者の通学条件緩和にも努めてまいりました。

社会教育につきましては、標茶町社会教育第5次計画に基づき、生涯学習の観点に立ち、生涯各期の学習課題やそれぞれのライフスタイル、地域課題に合った学習機会を提供し、成果が生活向上、地域づくりに生かされるよう努めてまいりました。

幼少年教育、家庭教育につきましては、地域子ども教室の開催や、釧路短期大学との連携事業を子育て支援センターとともに行い、また公民館でも家庭教育学級を開講いたしました。

青年教育につきましては、昨年に引き続き成人式前夜祭を実行委員会形式で行い、盛会裏に終了いたしました。その青年の持つエネルギーを社会参加等に結びつけることが課題となっており、女性教育につきましては、標女連が中心となり、標茶町女性のつどいのほか多彩な事業が展開されております。

成人教育につきましては、公民館活動を中心に内面の豊かさを発展させるため、サークル支援、講座を開催し、また地域課題解決のための事業展開も行い、高齢者対策につきましては、公民館共同事業で学習会、交流会を開催し、またたんちょう大学を初めとする学習機会を通じ、生きがいを持って社会参加できる環境づくりや、その知恵や経験を生かした子育て支援講座への参加奨励を行いました。

文化振興につきましては、団体育成、各種助成制度等により文化水準の向上を図り、スポーツ振興につきましては、町民皆スポーツの基盤整備を図り、また健康づくり運動指導員による健康づくり、体育指導員によるスポーツ振興、健康増進に取り組んでまいりました。

図書館につきましては、利用者の利便や利用の拡大を行い、また広大なエリアをカバーすべく移動図書館車の運行、配本所の設置を行うとともに、図書館祭り等の各種事業を実施し、郷土館につきましては、魅力となる施設となるよう努め、さらにウライヤ遺跡越善地点の緊急発掘も実施され、遺物整理も終了いたしました。また、キタサンショウウオの生息状況、ベニバナヤマシャクヤクの植生の継続調査を行いました。

次に、地域活動の振興についてであります。地方自治を取り巻く環境につきましては前段でも述べたところでありますが、このような状況においては地域の特性や魅力を生かしつつ、自立したまちづくりを進めるため、町民の皆様と行政が課題を共有し、それぞれの自己決定、自己責任のもとでパートナーシップが求められておりますことから、健全なコミュニティーの形成や住民意識の高揚を図るべく、思想普及並びに支援措置を講じてまいりました。

また、第2期となりますまちづくり推進委員会を設置し、協働のまちづくりを進めてき

たところであります。

地域づくりにつきましては、自治会の自主的活動を支援すべく自治会振興補助金、地域振興補助金等の助成制度を活用しつつ、コミュニティー形成の充実を図りました。

人づくりにつきましては、地域文化振興事業、地域間交流事業、生涯学習の推進等を行ってきたところであります。

次に、9ページからの予算執行の実績についてご説明させていただきますが、要点、主なもののみ説明させていただきます。まず、9ページの2款総務費であります。町有施設の整備では、最終予算額3,381万3,000円に対し、決算額は3,381万1,000円で執行率はおおむね100%でありまして、施策の成果といたしましては、勤労者会館外部塗装改修工事を行い、施設の延命を図るとともに、公有財産システム導入事業により、財産の適正管理に努めたところであります。

固定資産土地評価替事業では、最終予算、決算ともに678万6,000円で標準地の鑑定評価及び仮路線価計算等を行い、固定資産の適正な賦課を図ったところであります。

10ページの地域振興事業では、最終予算2,048万9,000円、決算額は2,031万6,000円で執行率は99.2%でありまして、施策の成果といたしましては、コスモスを中心とした花いっぱい推進運動や、ふるさと会、スポーツ合宿等を通じた地域間交流事業、自主的な自治会活動を支援する自治会振興事業を行うとともに、振興施設等誘致事業により雇用増を図ったところであります。

このほか、職員研修事業、住居表示事業、地籍調査事業、町営バス運行、標津線転換事業を実施したところであります。

次に3款民生費のうち社会福祉の増進では、最終予算額、決算額ともに1億7,643万1,000円でありまして、施策の成果といたしましては、社会福祉協議会を初めとする各種福祉団体に対し活動運営費を助成し、自主活動向上が図られ、またほっとらいふ制度として生活援助を行いました。当該年度につきましては生活保護世帯に対する暖房費の助成も緊急対策として実施したところあります。国民健康保険事業会計に対しまして今年度は1億2,542万9,000円の繰り出しを行い、国民健康保険加入者に対する負担の軽減と会計の安定化を図ったところあります。

高齢者福祉の増進では、最終予算額1,821万3,000円、決算額1,805万1,000円で執行率は99.1%でありまして、1、敬老会助成から12ページの18、徘徊高齢者等位置情報検索システムの運営までそれぞれの事業を実施し、記載の成果を得たところあります。

心身障害者福祉の向上では、最終予算額1億6,068万5,000円、決算額1億6,059万3,000円、執行率は99.9%で、施策の成果といたしましては、1、障害者福祉団体に対する活動費等の助成から17、重度心身障害者への医療費助成までの事業を実施し、それぞれ記載の成果を得たところあります。当該年度では14、障害者移動支援、15、障害者用自動車改造費助成の実績により、社会参加の促進がさらに図られたところあります。

14ページの介護保険事業では、最終予算額、決算額ともに1億4,970万9,000円で、施策

の成果といたしましては、保険事業勘定の（１）の要介護認定事業から（４）の地域包括支援センターの運営まで、認定、給付、介護予防、保健、福祉、医療の包括的かつ継続的支援を行ったところであり、また、介護サービス事業勘定の各種サービスにつきましては、制度が円滑に運営されますよう意を配しながら実施したところであり、介護老人福祉施設の運営においては、カーテンの取りかえ、乾燥機、洗濯機の更新を行い、生活環境、生活衛生の向上を図ったところであり、また（６）、介護予防支援事業所の運営を行い、要支援認定を受けた在宅高齢者等に対して介護予防プランを作成し、介護家族の負担軽減を図ったところであり、

児童福祉の増進では、最終予算額2,784万4,000円、決算額2,779万5,000円で99.8%の執行率となり、施策の成果といたしましては、１、学童保育の運営から４、乳幼児医療の助成まで円滑に実施するとともに、５、子育て応援チケットにつきましては新規事業であります、家庭における子育て経費の軽減を図ったところであり、

このほか民生費では、軽費老人ホームの運営、ふれあい交流センターの運営、母子父子福祉の増進、保育所、児童館の運営、子育て支援センターの運営、児童手当の支給等々多岐にわたり行い、本町福祉総体の充実、維持に努めてまいりました。

次に、16ページから19ページに記載の４款衛生費であります、保健衛生及び予防対策では、最終予算額3,684万2,000円、決算額3,664万7,000円、99.5%の執行率で、施策の成果といたしましては、１、保健推進委員活動から17、食生活改善推進事業までそれぞれ事業展開を行いました、新たにヘルスコンダクター養成事業を実施し、リーダーの育成を行ったところであり、

18ページの病院事業会計補助金では、最終予算額、決算額ともに４億2,599万円で、町立病院の医療供給体制の充実とサービスの向上とともに、会計の安定を図ったところであり、

このほか衛生費では、環境衛生対策、墓地、火葬場運営事業、老人医療費の支給、助成、塵芥処理事業、ごみ処理施設整備対策事業と上水道会計負担金の各事業を行い、それぞれ記載の成果を得たところであり、

次に、19ページの５款労働費であります、勤労者会館の運営や冬期間の雇用対策、失業対策、職業病対策等を行い、記載の成果をおさめたところであり、

次に、６款農林水産業費であります、農業基盤の整備では、最終予算額３億2,124万6,000円、決算額３億2,095万9,000円、99.9%の執行率で、施策の成果といたしましては、酪農基盤整備事業、道営土地改良事業として農道４本の整備や基幹水利施設補修事業等を実施するとともに、中虹別地区で20戸、642ヘクタールの農用地集団化を図り、交換分合が成立するなど記載の成果を得たところであり、

20ページの農業経営の振興につきましては、最終予算額４億3,979万4,000円、決算額４億3,968万2,000円で、おおむね100%の執行率であり、施策の成果の主なものにつきましては、新規就農者支援事業により地域農業の安定化に寄与するとともに、中山間地域等直接

支払交付金により耕作放棄地の発生防止と多面的な機能の維持が図られ、農業経営に係る各種貸付金の利子補給を行い農業経営の安定を図り、牛乳消費拡大事業では引き続き地場産乳製品の消費拡大、地産地消運動を展開したところであります。

このほか、担い手アクションサポート事業から21ページまでに記載の事業を実施し、それぞれ成果を得たところであります。

畜産の振興につきましては、最終予算額、決算額ともに3,326万4,000円で、施策の成果といたしましては、家畜排せつ物処理施設の整備農家に対し負担軽減支援を行うとともに、畜産関係団体に対する活動支援を行ってまいりました。

また、育成牧場運営事業では、最終予算額2億8,334万5,000円、決算額は2億8,296万5,000円、執行率は99.9%となり、施策の成果といたしましては、酪農の振興と経営を安定させるため受託牛を集団管理し、計画的な後継牛の育成に貢献し、省力化と低コスト化を推進いたしました。

次に、22ページの林業の振興であります。最終予算額9,293万7,000円、決算額9,291万1,000円で、執行率はおおむね100%であり、施策の成果といたしましては、森林整備地域活動支援事業により、不在森林所有者の植林、保育等森林整備促進と維持管理の徹底が図られるとともに、森林整備対策事業や各種造林事業等により森林整備が推進され、また緑資源造林事業により作業道1,646メートル、除伐、すそ枝払い74.67ヘクタールを行い、森林保全、保護管理が図られたところであります。

このほか、農業用水道施設の整備、水産業の振興を行ったところであります。

次に、7款商工費の商工業の振興であります。最終予算額、決算額ともに1億6,844万5,000円で、施策の成果といたしましては、商工会への助成や町内中小企業及び第三セクターに対し融資や保証料の助成を行い企業の安定経営を図るとともに、新たに創設したチャレンジショップ支援事業により経済の活性化に寄与したところであります。

次に、23ページの8款土木費であります。町道の整備では、最終予算額2億8,971万7,000円、決算額2億8,948万7,000円で、執行率は99.9%となり、施策の成果といたしましては、磯分内瀬文平線防雪さく新設や標茶市街2路線の改良、舗装、虹別ふ化場線、それから標茶中茶安別線の実施設計等のほか、防じん処理、補修工事を行い、除雪作業を行いつつ交通の利便性を図ったところであります。

土地区画整理事業につきましては、最終予算額2億3,654万6,000円、決算額2億3,610万7,000円で、執行率は99.8%となり、施策の成果といたしましては、換地計画、街区、画地確定測量、オモチャリ川用地確定測量等の委託並びに宅地整地工事を行ったところであります。

24ページの町営住宅建設事業では、最終予算額1億3,995万6,000円、決算額1億3,991万4,000円で、執行率はおおむね100%となり、施策の成果といたしましては、桜団地1棟8戸を整備したところであります。

このほか土木費では、都市計画街路事業、都市公園整備事業、町営住宅管理事業を実施

し、所定の成果を得たところであります。

次に、9款消防費につきましては、北部消防事務組合に対する負担と、過去の地震災害に対する利子補給を行ったところであります。

次に、10款教育費であります。25ページの小学校教育では、最終予算額3億845万9,000円、決算額3億827万6,000円で、執行率は99.9%となり、施策の成果といたしましては、6、標茶小学校講堂防音工事を行い、教育環境の向上を図り、また7、特別支援教育推進事業では、支援を必要とする児童の教育ニーズに対応するため、支援員を配置いたしました。そのほか父母負担軽減、教育振興策等を行い記載の成果を得たところであり、中学校教育では、最終予算額1,944万9,000円、決算額1,919万1,000円で、執行率は98.7%となり、小学校教育同様、父母負担軽減、教育振興策等を行い記載の成果を得たところであります。

また、26ページの社会教育につきましては、最終予算額1,531万6,000円、決算額1,501万2,000円で、執行率は98%でありまして、施策の成果といたしましては1、幼少年教育から8、社会教育団体体育成支援まで事業を実施し、それぞれ記載の成果を得るとともに、社会教育第5次中期計画は当該年度が最終年度に当たりまして、新たな中期計画を策定したところであります。

28ページの学校教育施設整備につきましては、最終予算額、決算額ともに1,569万3,000円で、施策の成果といたしましては、阿歴内中学校塗装改修工事のほか、町内各学校の施設設備等の整備を行ったところであります。

そのほか教育費では、教育振興会への支援、学校教育の推進、幼稚園教育、図書蔵書充実、保健体育の振興、学校給食の充実等の事業を実施したところであります。

次に、29ページの11款災害復旧費であります。最終予算額796万3,000円、決算額793万8,000円で、執行率は99.7%となりまして、施策の成果といたしましては、単独災害復旧補修工事として20路線を実施したところであります。

13款諸支出金の下水道事業につきましては、最終予算額2億8,426万8,000円、決算額2億8,245万5,000円、執行率は99.4%となりまして、施策の成果といたしましては、下水道会計に助成を行い、河川水質汚濁防止と快適な居住環境の実現を図ったところであります。

以上が平成19年度標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の内容であります。説明を割愛させていただきました部分につきましては、お目通しをいただき、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、平成19年度基金の運用状況についてご説明申し上げます。まず、1ページの標茶町育英資金貸付基金の運用状況調書であります。基金の額は3,450万2,500円で、本年度の運用状況につきましては、貸付金返済で38件、金額が521万3,200円となっております。貸し付けでは新規7件、継続4件の合計11件で、新規貸付金額が176万4,000円、継続貸付金額が104万4,000円で、貸付金合計では280万8,000円となっております。本年度末現在高につきましては、現金預金で1,556万6,100円、貸付金で62件、1,893万6,400円となっております。

次に、2ページの標茶町農林漁業振興資金貸付基金の運用状況調書であります。当該年度については運用実績はありませんでした。

次に、3ページの標茶町医療資金貸付基金の運用状況調書であります。基金の額は300万円でありまして、本年度の運用状況は貸付金返済が18件、361万4,844円で、貸し付けは新規で10件、230万5,666円となっております。本年度末現在高の内訳は、現金預金が300万円となっております。

次に、4ページの標茶町土地開発基金の運用状況調書であります。基金の額は3億2,688万7,843円で、本年度の運用状況は、積み立て額では土地の売り払い額45万2,127円と利子32万5,873円の合計77万8,000円となっております。本年度末現在高の内訳は、現金預金で1億4,516万2,726円、土地で1億8,172万5,117円となっております。

次に、平成19年度財産に関する調書についてご説明いたします。1ページをお開きください。総括の1、公有財産のうち、(1)、土地及び建物であります。決算年度中に増減のありました部分についてのみご説明いたします。

まず、土地についてであります。公共用財産のうちその他の施設で3万7,111平米増加、その他では3,188平米減少いたしまして、合計では3万3,923平米増加し、決算年度末現在高では9,629万6,186平米となりました。

次に、建物であります。延べ面積計で申し上げます。学校で817平米増加、公営住宅で676平米増加、その他では486平米増加しまして、合計では1,979平米増加し、決算年度末現在高では14万7,669平米となりました。

次に、(2)、山林ですが、面積については決算年度中増減はありませんので、決算年度末現在高は3,691万2,884平米で、立木の推定蓄積量では所有で1万9,300立米増加し、分収で660立米増加し、合計では1万9,960立米増加いたしまして、決算年度末現在高は55万9,560立米となったところであります。

次に、(3)、有価証券ですが、決算年度中の増減はありませんので、決算年度末現在高は1,834万円であります。

次に、(4)、出資による権利であります。これにつきましても決算年度中の増減はございません。決算年度末現在高は9,771万3,500円であります。

続きまして、3ページの物品であります。増減のあったものについてご説明をさせていただきます。12番の福祉車両、26番のトラクター、30番のロールベラー、33番のテッターレーキがそれぞれ1台増加し、1番の乗用車、9番の軽4輪車、27番のオートバイがそれぞれ1台減少しております。

次に、4ページからの3、基金の状況であります。まず、(1)、育英資金貸付基金ですが、決算年度中増減がございませんので、決算年度末現在高も3,450万2,500円となっております。

(2)、財政調整基金につきましては、元金積み立て額が3億4,728万7,000円から取り崩し額3億3,000万円を差し引いた1,728万7,000円が決算年度中に増加し、決算年度末現在

高は7億8,007万58円となりました。

(3)、土地開発基金につきましては、土地では73平米減少し、決算年度末現在高は23万4,900平米となりまして、現金では、土地の売払い額が45万2,127円と利子積み立て額32万5,873円を合わせて77万8,000円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億4,516万2,726円となりました。

(4)の医療資金貸付基金につきましては、決算年度中増減はございませんので、決算年度末現在高は300万円となっております。

次に、5ページの国民健康保険財政調整基金につきましては、決算年度中増減はございませんので、決算年度末現在高は10万399円となっております。

(6)、減債基金ですが、取り崩し額1億4,328万2,000円から元金積み立て額1億1,665万3,000円と利子積み立て額39万7,491円の合計1億1,705万491円を差し引いた2,623万1,509円が決算年度中に減少し、決算年度末現在高は4億7,441万5,314円となりました。

(7)、福祉基金につきましては、取り崩した額453万1,745円から利子積立金31万2,198円を差し引いた421万9,547円が決算年度中に減少し、決算年度末現在高は1億6,302万4,931円となりました。

(8)、町営住宅整備基金につきましては、元金積み立て額3,285万3,206円と利子積み立て額79万4,794円の合計3,364万8,000円から取り崩した額1,208万1,300円を差し引いた2,156万6,700円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は3億5,307万5,036円となりました。

次に、6ページの(9)、町有施設整備基金につきましては、元金積み立て額3,949万9,658円と利子積み立て額27万5,342円の合計額3,977万5,000円から取り崩した額3,025万1,426円を差し引いた952万3,574円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億5,450万8,249円となりました。

(10)の農業集落排水事業償還基金につきましては、取り崩した額1,127万4,000円が決算年度中に減少し、決算年度末現在高は1,209万161円となりました。

(11)、介護保険給付費準備基金につきましては、取り崩し額424万1,000円と積み立てした額363万780円の差額61万220円が決算年度中に減少し、決算年度末現在高は1,194万6,775円となりました。

(12)、学校教育施設整備基金につきましては、元金積み立て額3,000万円と利子積み立て額27万1,232円の合計3,027万1,232円から取り崩した額1,569万2,808円を差し引いた1,457万8,424円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億2,416万2,504円となりました。

次に、7ページの(13)、地域交通対策基金ではありますが、取り崩し額1,316万1,163円から元金積み立て額381万400円と利子積み立て額17万4,320円の合計398万4,720円を差し引いた917万6,443円が決算年度中に減少し、決算年度末現在高は2億4,114万9,764円となりました。

次に（14）の地域文化振興基金につきましては、取り崩した額114万7,808円が決算年度中に減少し、決算年度末現在高は1億864万4,221円となりました。

8ページ、9ページの行政財産並びに10ページの普通財産の調書につきましては、前段でご説明いたしました総括と重複いたしますので、省略させていただきます。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。初めに、健全化判断比率であります。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては、赤字が発生しておりませんので、赤字率は出ません。実質公債費比率につきましては17.4%、将来負担比率は111%となり、4指標すべてが括弧内に記載しております。早期健全化基準には達していません。

また、次ページの資金不足比率につきましても、不足を生じておりませんので率は発生せず、括弧内の経営健全化基準には達してはおりません。

なお、配付しております各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算に係る事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては説明を省略させていただきたいと思います。

以上をもちまして認定第1号から第6号までの決算資料、歳入歳出に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（菊地誠道君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 認定第7号 平成19年度標茶町病院事業会計決算についてご説明いたします。

附属書類からご説明をいたします。8ページをお開きください。平成19年度標茶町病院事業報告、1、概況、（1）、総括事項であります。平成19年度における町立病院の運営につきましては、病院長以下全職員が一丸となって鋭意努力してきたところであります。平成18年4月には史上最大の診療報酬の改定があり、医療点数の減少を余儀なくされることになったのに加え、入院患者数の低迷を要因とする道の自治体病院等広域化・連携構想及び国の公立病院改革ガイドラインに基づく町立病院の診療所化を含めた規模の適正化の検討を求められるなど、なお一層経営環境は厳しい状況下に置かれています。

しかしながら、自治体病院は地域住民のために中核病院としての役割を持ち、良質な医療サービスの提供が期待されているところであり、当病院も救急指定病院として24時間体制をとり、日夜懸命の努力をしてきたところであります。

医業収益につきましては、前年度に比較して1.0%上回る592万7,000円の増収となりました。主な要因としては、入院収益が微減したものの、外来収益、個室利用、健康診断受診件数の増によることが挙げられます。

一方、医業費用ですが、給与費は手当、賃金、報酬、法定福利費等で前年度比較では1,230万4,000円の増となったほか、患者数の減に伴い薬品費など材料費は420万7,000円の減となり、総体では前年度に比べ952万7,000円の支出増となりました。最終的に医業収支では3億4,914万4,000円の損失となりましたが、医業外収益では一般会計より4億2,059万円の繰

入金を受け、1,309万7,000円の経常利益を計上いたしました。この結果、累積欠損金は同額減額したことにより、年度末において8,698万7,000円になったわけであります。

資本的収支につきましては、企業債として7,853万6,000円を償還し、その財源としては過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。また、債務負担行為により北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業活用による医療機器の整備を行いました。

次に、診療体制につきましては、在任医師並びに北海道大学、札幌医科大学当局のご厚意、ご尽力により、昨年同様内科医2名、外科医1名、産婦人科医1名の体制で臨み、小児科は旭川医科大学のご配慮により週1回の医師派遣体制で診療の充実を図っています。

自治体病院を取り巻く医療環境は、まことに厳しい状況下にあります。こうした実情を十分踏まえて住民の医療確保に万全を期し、今後も経営健全化に向けて一層の努力をする所存であります。

次に、9ページへまいります。(2)の議会議決事項につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(3)の職員に関する事項、イの職員数につきましては、前年度に比べて増減のあった部分で説明申し上げますと、放射線室が1名の増、検査室は技師の産休、育児休業代替臨時職員雇用で1名の増、看護部は准看が1名の増で、看護師の育児休業代替臨時職員であり、計では差し引き増減3名の増でございます。

次に、10ページへまいります。2の工事等、(1)の器械器具等ではありますが、輸液ポンプの25万7,250円からシリンジポンプの38万8,500円まで計6件で、備荒資金組合の防災資機材譲渡事業等を活用し、総額1,321万8,450円を投入し、整備を図りました。

次に、11ページへまいります。3、業務、(1)、患者取り扱い状況であります。19年度における入院につきましては1万5,299人で、前年度比1,179人の減、外来につきましては4万1,251人で、前年度比300人の増となり、計では5万6,550人で、前年度比879人の減となりました。1日当たり患者数は、入院41.8人、外来169.1人で、前年度比は入院で3.3人の減、外来で1.3人の増となっております。患者1人1日当たり診療収入では、入院で2万2,287円、前年度比1,554円の増、外来で5,074円、前年度比8円の増でございます。

(2)、事業収支に関する事項、収益的収入及び支出の収入ですが、医業収益は5億9,438万969円で、前年度比592万6,627円の増となっており、うち入院収益につきましては3億4,096万2,967円で、前年度比67万2,154円の減、外来収益は2億932万2,622円で、前年度比183万8,664円の増、その他医業収益につきましては4,411万5,380円で、前年度比476万117円の増であります。

医業外収益につきましては4億3,648万2,821円で、前年度比1,298万9,094円の増となっており、うち受取利息配当金は544万219円で前年度比123万4,236円の増、他会計補助金は1億3,148万1,000円で、前年度比59万9,000円の増、他会計負担金は2億8,910万9,000円で、前年度比1,139万2,000円の増、患者外給食収益は270万9,400円で、前年度比44万1,143円の減、その他医業外収益は774万3,202円で、前年度比20万5,001円の増であります。

収益的収入の合計は10億3,086万3,790円で、前年度比1,891万5,721円の増となったところでございます。なお、構成比につきましてはそれぞれ記載のとおりであります。

次に、12ページへまいります。支出につきましては、医業費用は9億4,352万5,369円で、前年度比965万4,890円の増で、うち給与費は6億5,798万4,708円で、前年度比1,230万4,411円の増、材料費は8,645万7,283円で、前年度比420万6,895円の減、経費は1億3,138万6,997円で、前年度比106万21円の増、減価償却費は6,404万7,372円で、前年度比141万9,996円の増、資産減耗費は49万465円で、血液ガス分析装置等8件の廃棄処分によるもので、前年度比129万2,535円の減、研究研修費は315万8,544円で、前年度比36万9,892円の増であります。

次に、医業外費用ですが、7,424万1,793円で、うち支払利息及び企業債取り扱い諸費6,162万8,856円、患者外給食材料費212万952円、消費税123万1,600円、雑損失926万385円で、医業外費用総体の前年度比は367万1,979円の減となっております。なお、雑損失につきましては、この収支が税抜きのため、収益的支出の仮払消費税及び仮払地方消費税と器械器具等消費税を合計した額から収益的収入の仮受消費税及び仮受地方消費税を差し引いた差額を計上しております。構成比、収入に対する割合は記載のとおりであります。

収益的支出の合計は10億1,776万7,162円で、前年度決算額10億1,178万4,251円に対し598万2,911円の増となっております。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、固定資産売却代金はありませんので、資本的収支の収入は前年度比増減なしでございます。

支出につきましては、建設改良費の有形固定資産購入費はシリンジポンプ購入で37万円、企業債償還金は7,853万5,686円で、前年度比258万4,353円の増、その他固定負債償還金は18年度防災資機材譲渡事業で購入した器械器具等10件の代金償還金で685万5,540円、支出合計は8,576万1,226円で、前年度比980万9,893円の増となっており、その財源としては過年度分損益勘定留保資金で補てんをして決算を終えております。

次に、13ページへまいります。4の会計、(1)、企業債の概況であります。18ページをお開きください。後段に企業債明細書がありますが、平成19年度における企業債の発行額はありません。発行総額は、8件で22億5,900万円、当年度償還高7,853万5,686円、償還高の累計は5億3,104万3,550円、未償還残高は17億2,795万6,450円となっております。

次に、14ページをお開きください。14ページから17ページまでの平成19年度標茶町病院事業会計収益費用明細書につきましては、先ほど説明いたしました収益的収入及び支出を細分化したものでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、再び18ページへまいります。固定資産明細書ですが、(1)、有形固定資産明細書、土地以下車両までの年度当初の現在高の合計は32億1,093万4,038円、当年度増加額は器械、備品で1,258万9,000円、輸液ポンプ等購入による増であります。当年度減少額は、器械、備品で血液ガス分析装置の廃棄処分による980万9,300円であります。年度末現在高の合計は32億1,371万3,738円。減価償却累計額のうち当年度増加額は、建物で4,914万3,729円、構築物で282万9,738円、器械、備品で1,207万3,905円で、合計6,404万7,372円。当年

度減少額につきましては、血液ガス分析装置等の廃棄分で931万8,835円であります。累計の合計は10億6,545万8,633円、年度末償還未済額合計は21億4,825万5,105円となっております。

次に、(2)、無形固定資産明細書ですが、電話加入権で年度当初の現在高は38万8,032円であり、年度中の増減、減価償却を含めて異動がありませんので、年度末現在高も同額であります。

(3)の投資明細書ですが、一般会計への長期貸付金で、年度当初の現在高は5億円、年度末現在高も同額でございます。

次に、3ページの財務諸表についてご説明いたします。平成19年度標茶町病院事業損益計算書でありまして、1、医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益を合わせまして5億9,438万969円。2の医業費用につきましては、(1)、給与費から(6)、研究研修費まで合わせまして9億4,352万5,369円であり、医業損失は3億4,914万4,400円となりました。3の医業外収益につきましては、(1)の受取利息配当金から(5)のその他医業外収益まで合わせて4億3,648万2,821円であり、4の医業外費用は、(1)の支払利息及び企業債取り扱い諸費から(4)の雑損失まで合わせて7,424万1,793円で、医業外収益合計から医業外費用合計額の差引額は3億6,224万1,028円となりまして、その額から医業損失を差し引いた額1,309万6,628円が経常利益となり、当年度純利益も同額であります。前年度繰越欠損金は1億8万4,099円ありますので、その額から当年度純利益を差し引きますと、当年度未処理欠損金は8,698万7,471円と計上されることになりました。

次に、4ページへまいります。平成19年度標茶町病院事業剰余金計算書、欠損金の部ですが、先ほど損益計算書の説明で申し上げましたとおり、前年度未処理欠損金は1億8万4,099円、前年度欠損金処理額はゼロでありますので、繰越欠損金年度末残高も1億8万4,099円あります。当年度純利益は1,309万6,628円ありますので、当年度未処理欠損金は8,698万7,471円となっております。

次に、資本剰余金の部ですが、1、受贈財産評価額の前年度末残高は470万円、前年度処分額、当年度発生高、当年度処分額はともにゼロであり、当年度末残高も470万円あります。2、国、道補助金の前年度末残高は2億6,063万2,000円、処分額、発生高はありませんので、当年度末残高も2億6,063万2,000円となり、翌年度繰越資本剰余金は2億6,533万2,000円となっております。

次に、5ページへまいります。平成19年度標茶町病院事業欠損金処理計算書、1、当年度未処理欠損金につきましては8,698万7,471円、2、欠損金処理額はゼロで、3、翌年度繰越欠損金も8,698万7,471円となっております。

次に、6ページへまいります。平成19年度標茶町病院事業貸借対照表についてであります。資産の部では、1、固定資産、(1)、有形固定資産のイの土地からホの車両までの有形固定資産合計21億4,825万5,105円。(2)、無形固定資産の合計は38万8,032円で、前年度と変更はありません。(3)、投資は、長期貸付金で、合計は5億円あります。

したがいまして、固定資産の合計は26億4,864万3,137円となっております。

2の流動資産は、(1)、現金、預金で1億3,470万4,735円、(2)、未収金で8,753万7,173円、(3)、貯蔵品で641万8,935円であり、未収金、貯蔵品の内訳につきましては19ページの参考資料に記載のとおりでございます。したがいまして、流動資産合計は2億2,866万843円となり、資産合計は28億7,730万3,980円となりました。

次に、7ページへまいります。負債の部、3、固定負債は、その他固定負債で平成18年度及び平成19年度防災資機材譲渡事業購入代金から19年度償還代金を差し引きました額3,328万9,950円、合計も同額であります。

4、流動負債は、(1)、未払い金で3,220万5,951円、(2)、預かり金で511万9,357円、流動負債合計は3,732万5,308円、負債合計は7,061万5,258円でございます。なお、未払い金、預かり金の内訳は20ページに記載のとおりでございます。

資本の部ですが、5、資本金、(1)、自己資本金は9億38万7,743円、(2)、借り入れ資本金は、イの企業債でありまして、17億2,795万6,450円、資本金合計で26億2,834万4,193円となります。

6、剰余金、(1)、資本剰余金につきましては、イの受贈財産評価額470万円、ロの国、道補助金が2億6,063万2,000円で、資本剰余金合計は2億6,533万2,000円、(2)、欠損金につきましては、当年度未処理欠損金8,698万7,471円、合計も同額でございます。剰余金合計は1億7,834万4,529円、資本合計は28億668万8,722円となり、負債資本合計は28億7,730万3,980円となっております。

次に、1ページをお開きください。平成19年度標茶町病院事業決算報告書であります。

(1)、収益的収入及び支出ですが、収入につきましては、第1款病院事業収益の予算額合計は10億6,811万6,000円で、決算額は10億3,332万7,044円、予算額に比べ決算額の増減は3,478万8,956円の減となり、決算額のうち消費税及び地方消費税として収入された額は246万3,254円でございます。内訳であります。第1項医業収益は、予算額合計6億1,885万6,000円、決算額は5億9,642万3,782円となり、予算額との対比では2,243万2,218円の減でございます。第2項医業外収益は、予算額合計が4億4,926万円、決算額は4億3,690万3,262円となり、予算額との対比では1,235万6,738円の減となっております。

支出につきましては、第1款病院事業費用の予算額合計は10億6,811万6,000円、決算額は10億1,960万966円、不用額は4,851万5,034円で、執行率は95.5%となっております。また、決算額のうち消費税及び地方消費税として支出された額は1,109万4,189円でございます。内訳であります。第1項医業費用は、予算額合計10億180万4,000円、決算額は9億5,451万3,510円で、不用額は4,729万490円で、執行率は95.3%となっております。第2項の医業外費用は、予算額合計6,581万2,000円、決算額は6,508万7,456円、不用額は74万5,544円で、執行率は98.9%となっております。第3項予備費は、予算額合計50万円で、決算額はゼロであります。

次に、2ページをお開きください。(2)の資本的収入及び支出の収入につきましては、

第1款資本的収入は、第1項固定資産売却代金で、予算額合計は2万円で、決算額はゼロ円、予算額に比べ決算額の増減は2万円の減となりました。

支出の第1款資本的支出の予算額合計は8,589万2,000円、決算額は8,577万9,726円、不用額は11万2,274円で、執行率は99.9%となっております。また、決算額のうち仮払消費税及び仮払地方消費税として支出された額は1万8,500円であります。内訳であります。第1項建設改良費は予算額合計50万円、決算額38万8,500円、不用額は11万1,500円で、執行率は77.7%となっております。第2項企業債償還金は、予算額合計7,853万6,000円、決算額7,853万5,686円、不用額314円で、執行率はおおむね100%となっております。第3項その他固定負債償還金は、予算額合計685万6,000円、決算額685万5,540円、不用額は460円で、執行率はおおむね100%となっております。したがって、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,577万9,726円は、過年度分損益勘定留保資金8,577万9,726円で補てんをし、決算を終えたところであります。

なお、この案件につきましては、さきで開催いたしました病院運営委員会に諮問し、了承を得ておりますことを報告いたします。

以上で認定第7号 平成19年度標茶町病院事業会計決算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時05分
再開 午後 1時15分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 認定第8号 平成19年度標茶町上水道事業会計決算についてご説明いたします。

初めに、附属書類からご説明いたします。7ページをお開きください。平成19年度標茶町上水道事業報告書、1、概要、（1）、総括事項でございます。本年度の上水道事業経営につきましては、給水戸数2,178戸、給水人口4,598人と計画人口5,020人に対し普及率91.6%であり、前年度と比較し56人の減となっております。

年間配水量は49万543立方メートルで、前年度より1.6%の減少となりました。また、有収水量においては42万9,504立方メートル、有収率で87.6%と前年度を0.1ポイント下回ったところです。また、給水原価につきましては、1立方メートル当たり179円55銭となり、供給単価156円27銭に対し、その差は23円28銭となっております。

次に、経営の状況であります。収益的収入については、給水収益6,712万609円（消費税込み7,047万6,640円）を主として、収入合計8,991万4,070円（消費税込み9,330万9,061円）であり、支出については、人件費3,199万9,493円を始め、企業債利息745万4,793円を

含め、支出合計7,732万7,648円（消費税込み7,793万2,265円）となり、1,258万6,422円の利益を計上し、決算したところであります。

資本的収支につきましては、企業債償還金632万5,614円、配水管新設工事等の建設改良費6,005万650円（うち消費税281万5,850円）で、支出合計6,637万6,264円（消費税込み）に対し、収入は企業債ほか1,743万5,000円（うち消費税2万5,476円）であり、4,894万1,264円の不足が生じたので、この不足金は損益勘定内部留保資金3,982万5,276円、減債積立金632万5,614円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額279万374円で補てんをし、決算を終えたところであります。

したがって、本年度末においては当年度利益剰余金1,258万6,422円を減債積立金として処分することとなった次第であります。

なお一層の経営努力を払い、飲用水等の安定供給とあわせ健全な水道事業を推進するため、地域住民の皆さんのご理解とご協力を得ながら円滑な運営を図っていく所存であります。

次のページをお開きください。（２）、議会の議決事項につきましては、次の４件でございますが、説明を省略させていただきます。

（３）、行政官庁許認可事項につきましては、19年10月26日、上水道事業起債許可申請（配水管整備）、金額1,780万円、申請先、北海道知事。20年3月26日、上水道水源変更許可申請、申請先、北海道知事。

（４）、職員に関する事項、イ、職員数等は兼任職員5名、ロ、給与改定は平成19年4月1日。

（５）、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項はございません。

２、工事、（１）、建設改良工事の概要、工事名、施工内容、工事費、着工年月日、竣工年月日。上水道検定満了量水器取りかえ工事、268器、1,199万1,000円、19年4月24日、19年7月10日。上水道配水管新設工事、Ｌイコール190メートル、172万2,000円、19年8月8日、19年10月24日。上水道配水管新設その２工事、Ｌイコール291.8メートル、271万9,500円、19年8月28日、19年11月2日。道道中標津標茶線上水道導水管移設工事、Ｌイコール400メートル、296万1,000円、19年9月5日、19年10月31日。平和地区上水道配水管新設工事、Ｌイコール400メートル、898万8,000円、19年10月3日、19年11月30日。桜町配水管布設がえ工事、Ｌイコール270メートル、347万2,350円、19年11月13日、20年1月18日。

３、業務の内容でございますが、（１）、事業量、イ、年度末給水人口4,598人、ロ、年度末給水戸数2,178戸、ハ、年間配水量49万543立方メートル、ニ、月平均給水量4万879立方メートル。

11ページをお開きください。平成19年度標茶町上水道事業会計収益費用明細書、収益的収入及び支出の収入でございますが、１款１項営業収益、１目１節給水収益6,712万609円、２目１節受託工事収益21万円、３目１節一般会計負担金90万円、４目１節手数料28万3,200円、２項営業外収益、１目１節預金利子4万163円、２目１節一般会計負担金2,078万2,000

円、3目1節その他雑収益57万8,098円、よって上水道事業収益の合計は8,991万4,070円となります。

次のページをお開きください。支出でございます。1款1項営業費用、1目配水及び給水費、1節給料1,807万7,700円、2節手当894万5,384円、3節賃金ゼロ、4節報酬3万8,700円、5節法定福利費493万7,709円、6節旅費54万2,229円、7節備商品費1万2,860円、8節燃料費11万7,716円、9節印刷製本費89万9,550円、10節通信運搬費9万9,120円、11節手数料120万455円、12節賃借料3万1,700円、13節修繕費130万8,389円、14節保険料5万8,210円、15節動力費8万4,754円、16節薬品費33万8,000円、17節補償金10万8,750円、18節負担金320万8,176円、19節食糧費6万8,337円、20節交際費ゼロ、21節委託料518万650円、2目受託工事費、1節修繕費ゼロ、2節委託料ゼロ、3節工事請負費21万円、3目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費2,175万1,214円、2節無形固定資産減価償却費53万5,279円、4目1節固定資産除却費202万6,843円、2項営業外費用、1目1節企業債利息745万4,793円、2目1節その他雑支出9万1,130円、よって水道事業費用の合計は7,732万7,648円となります。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出の収入でございますが、1款1項1目1節企業債1,690万円、2項1目1節工事請負費50万9,524円、よって資本的収入の合計は1,740万9,524円となります。

次に、支出でございます。1款1項1目1節企業債償還金632万5,614円、2項建設改良費、1目導水配水施設費、1節工事請負費1,891万7,000円、2節公有財産購入費88万9,000円、2目1節工事請負費1,142万円、3目水源変更費、1節工事請負費ゼロ、2節委託料2,598万円、3節補償金2万8,800円、よって資本的支出の合計は6,356万414円となります。

次のページでございます。固定資産明細書、企業債明細書でございますが、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

9ページをお開きください。(2)、事業収支に関する事項、収益的収入及び支出でございますが、ただいままでの収入、支出明細の集計で前年度との対比でございますので、差し引き増減で申し上げます。

収入の(1)、営業収益では、ア、給水収益からエ、その他営業収益までの合計で差し引き増減907万739円の減でございます。(2)、営業外収益では、ア、受取利息及び配当金からウ、雑収益までの合計で43万2,204円の増でございます。合計では、863万8,535円の減となります。

支出でございます。(1)、営業費用では、ア、配水及び給水費からエ、資産減耗費までの合計で差し引き増減1,200万4,741円の減でございます。(2)、営業外費用、ア、支払利息及び企業債取り扱い諸費とイ、雑支出で27万8,607円の増でございます。合計では、1,172万6,130円の減となります。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出でございますが、収入の(1)、資本的収入は、ア、企業債とイ、工事負担金で差し引き増減1,379万476円の減でございます。

支出でございます。(1)、資本的支出は、ア、企業債償還金とイ、建設改良費で760万2,393円の増でございます。

4、会計に関する事項でございますが、(1)、重要契約につきましては該当ございません。(2)、企業債及び一時借入金の概況、イ、企業債残高、これにつきましては15ページの企業債明細書中の未償還残高の欄に記載のとおりでございます。ロ、一時借入金につきましては、前年度末、借り入れ、本年度末残高、いずれもございません。

3ページをお開きください。財務諸表、平成19年度標茶町上水道事業損益計算書でございますが、これらは前段で説明申し上げたところの積み上げでございますので、合計額の報告とさせていただきます。

1、営業収益は、(1)、給水収益から(4)、その他営業収益までの合計で6,851万3,809円。

2、営業費用は、(1)、配水及び給水費から(4)、資産減耗費までの合計で6,978万1,725円、営業利益は126万7,960円の減となりました。

3、営業外収益は、(1)、受取利息及び配当金から(3)、雑収益までの合計で2,140万261円。

4、営業外費用は、(1)、支払利息及び企業債取り扱い諸費と雑支出で754万5,923円で、差し引き1,385万4,338円となりました。よって、経常利益は当年度純利益で1,258万6,422円、前年度繰越利益剰余金はありません。したがって、当年度未処分利益剰余金は1,258万6,422円となりました。

次のページをお開きください。平成19年度標茶町上水道事業剰余金計算書、利益剰余金の部、Ⅰ、減債積立金、1、前年度末残高2,825万4,762円、2、前年度繰入額949万8,823円、3、当年度処分額632万5,614円。よって、4、当年度末残高は3,142万7,971円。

Ⅱ、利益積立金、1、前年度末残高1,200万円、2、前年度繰入額及び3、当年度処分額はございません。よって、4、当年度末残高は1,200万円、積立金合計は4,342万7,971円。

Ⅲ、当年度純利益は、当年度未処分利益剰余金で1,258万6,422円となりました。

資本剰余金の部、Ⅰ、受贈財産評価額、1、前年度末残高322万7,218円、2、前年度処分額、3、当年度発生高、4、当年度処分額はございません。5、当年度末残高は322万7,218円。

Ⅱ、その他資本剰余金、1、前年度末残高3,598万7,617円、2、当年度発生高50万9,524円、3、当年度処分額はございません。よって、4、当年度末残高は3,649万7,141円。以上、合計の翌年度繰越資本剰余金は3,972万4,359円となりました。

次のページでございます。平成19年度標茶町上水道事業剰余金処分計算書、1、当年度未処分利益剰余金1,258万6,422円、2、利益剰余金処分額は、(1)、減債積立金で1,258万6,422円、3、翌年度繰越利益剰余金はありません。

平成19年度標茶町上水道事業貸借対照表、資産の部、1、固定資産、合計で申し上げます。(1)、有形固定資産、土地から建設仮勘定までの有形固定資産合計は3億6,026万8,672

円、(2)、無形固定資産、イ、施設利用権と施設利用権減価償却累計額で無形固定資産合計は749万4,478円、よって固定資産合計は3億6,776万3,150円。

2、流動資産、(1)、現金預金1億8,093万5,916円、(2)、未収金806万246円で、流動資産合計は1億8,899万6,162円、よって資産合計は5億5,675万9,312円でございます。

次のページをお開きください。負債の部、3、固定負債、(1)、引当金、イ、修繕引当金で3,019万7,341円、固定負債合計で3,019万7,341円。

4、流動負債、(1)、一時借入金はございません。(2)、未払い金9万8,800円、(3)、前受け金83万970円、(4)、預かり金4万7,102円、よって流動負債合計は97万6,872円、負債合計では3,117万4,213円となります。

資本の部、5、資本金、(1)、自己資本金1億8,912万1,846円、(2)、借り入れ資本金、イ、企業債で、借り入れ資本金合計は2億4,072万4,501円、資本金合計では4億2,984万6,347円となります。

6、剰余金、(1)、資本剰余金、イ、受贈財産評価額322万7,218円、ロ、その他資本剰余金3,649万7,141円で、資本剰余金合計は3,972万4,359円、(2)、利益剰余金、イ、減債積立金4,401万4,393円、ロ、利益積立金1,200万円で、利益剰余金合計では5,601万4,393円、よって剰余金合計では9,573万8,752円、資本合計は5億2,558万5,099円、負債資本合計は5億5,675万9,312円となります。

1ページをお開きください。平成19年度標茶町上水道事業決算報告書でございますが、最終予算に対する決算額の増減で説明いたします。(1)、収益的収入及び支出、収入、第1項営業収益、予算額7,545万円に対し、決算額7,188万340円で、予算額に比べ決算額の増減は356万9,660円の減、決算額のうち仮受消費税及び地方消費税は336万6,531円です。

第2項営業外収益、予算額2,138万8,000円に対し、決算額2,142万8,721円で、予算額に比べ決算額の増減は4万721円の増、決算額のうち仮受消費税及び地方消費税は2万8,617円です。したがって、第1款水道事業収益は、予算額9,683万8,000円に対し、決算額9,330万9,061円で、予算額に比べ決算額の増減は352万8,939円の減でございます。

支出、第1項営業費用、予算額8,483万1,000円に対し、決算額7,028万7,542円で、不用額は1,454万3,458円、決算額のうち仮払消費税及び地方消費税は50万5,817円です。

第2項営業外費用、予算額871万7,000円に対し、決算額764万4,723円で、不用額は107万2,277円。

第3項予備費、予算額50万円に対し、決算額ゼロで、不用額は50万円です。したがって、第1款水道事業費用は予算額9,404万8,000円に対し、決算額7,793万2,265円で、不用額は1,611万5,735円でございます。

次のページをお開きください。(2)、資本的収入及び支出、収入、第1項企業債、予算額1,690万円に対し、決算額1,690万円で、予算額に比べて決算額の増減はゼロ。

第2項工事負担金、予算額53万5,000円に対し、決算額53万5,000円で、予算額に比べ決算額の増減はゼロ、決算額のうち仮払消費税及び地方消費税は2万5,476円です。したがって

まして、第1款資本的収入は、予算額1,743万5,000円に対し、決算額1,743万5,000円で、予算額に比べ決算額の増減はゼロでございます。

支出、第1項企業債償還金、予算額632万6,000円に対し、決算額632万5,614円で、不用額は386円。

第2項建設改良費、予算額6,005万2,000円に対し、決算額6,005万650円で、不用額は1,350円、決算額のうち仮払消費税及び地方消費税は281万5,850円です。したがって、第1款資本的支出は、予算額6,637万8,000円に対し、決算額6,637万6,264円で、不用額は1,736円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,894万1,264円は、過年度分損益勘定留保資金3,982万5,276円、減債積立金処分額632万5,614円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額279万374円で補てんし、決算を終えたところでございます。

以上で認定第8号 平成19年度標茶町上水道事業会計決算書の説明を終わります。

○委員長（菊地誠道君） 続いて、監査委員から決算審査意見書の補足説明がありましたら許します。

監査委員、山口君。

○監査委員（山口幸夫君）（登壇） 平成19年度の標茶町各会計決算審査意見書、基金運用状況審査意見書、財政健全化判断比率等審査意見書並びに公営企業会計決算審査意見書、公営企業会計経営健全化審査意見書について説明をいたします。

それで、説明ですが、主要なところを朗読いたしまして、説明にかえさせていただきたいと思っております。

それでは、各会計のほうから説明をしてみたいと思います。意見書の1ページであります。平成19年度標茶町各会計歳入歳出決算審査意見。

第1、審査の概要、1、審査の対象、（1）、平成19年度標茶町一般会計歳入歳出決算、（2）、平成19年度標茶町特別会計、特別会計につきましては国民健康保険事業から介護保険事業特別会計までの6事業であります。（3）、附属書類、平成19年度標茶町各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、平成19年度標茶町各会計決算に係る実質収支に関する調書、平成19年度財産に関する調書。

2、審査の期間、平成20年7月28日から平成20年7月31日まで。

3、審査の手続、この決算審査に当たっては、町長から送付を受けた各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施した。

第2、審査の結果、町長から送付を受けた各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、すべて法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、総体として適正に行われているものと認められた。審査の結果の概要は、以下のとおりであります。

以下につきましては省略をいたしまして、14ページに結びというところでまとめておりますので、これについて朗読をいたします。

一般会計及び特別会計の予算執行及び収入、支出等財務に関する事務等については、総体として適正に執行されたものと認められたところであるが、本年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ると、歳入95億2,654万8,000円、歳出94億4,780万8,000円で、前年度に比し、歳入は2.3%、歳出は2.0%の増となり、歳入歳出差引額は7,874万円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は3,388万4,000円で、実質収支の額は4,485万6,000円の黒字、単年度収支についても268万2,000円の黒字となっている。

一般会計に特別会計を合わせた総計決算額では、歳入139億9,592万5,000円、歳出138億6,499万5,000円で、歳入歳出差し引き残額は1億3,093万円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は3,388万4,000円、実質収支の額は9,704万6,000円の黒字、単年度収支についても1,994万3,000円の黒字となっている。

一般会計の財政構造について見ると、歳入は主軸となる町税の伸びは税源移譲により前年度比108.4%と若干の増加となり、地方交付税は前年並みの額を確保したが、さらに不足する財源は基金の取り崩し等によって賄われ、その構成割合は自主財源が31.4%、依存財源が68.6%となった。一方、歳出の構成を見ると、義務的経費の割合は、人件費並びに公債費が前年度に引き続き減少し、32.6%となり、経常経費は維持補修費は減少したが、物件費並びに補助費等の増加で37.1%となった。投資的経費は、普通建設事業費のほか災害復旧事業が執行され、13.1%であった。

次に、主要な財務比率で見ると、経常収支比率89.9%となり、前年度より0.1ポイント上昇し、依然として財政硬直化の傾向にあることを示している。財政力指数は、前年度よりわずかに上昇し、0.222となった。公債費比率は、0.5ポイント下降し、18.6%で警戒ラインを超えている。実質公債費比率は、平成17年度及び平成18年度は18%を超え起債の許可団体であったが、平成19年度は改善され17.4%になった。

基金積立金については、前述の支消と、一方で歳出の各般にわたる行政コストの削減努力の結果により、財政調整基金、減債基金等の積み立てで年度中1,107万4,000円増加し、本年度末残高は26億585万2,000円となった。

こうした中、平成19年6月、地方自治体の財政健全化を目的として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立したことにより、毎年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の公表が義務づけられ、また企業会計も資金不足比率の公表が求められるなど、今後企業会計を含む全会計の収支状況、さらには出資法人を含む将来負担についても判断指標に含めて地方自治体全体の財政の健全化が求められることとなった。

平成19年度の決算数値では、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標はいずれも早期健全化基準以下であった。また、企業会計の資金不足比率は経営健全化基準以下であったが、地方を取り巻く財政環境は依然として厳しく、国の

進める構造改革による公共事業の減少や急速に進行する少子高齢化や人口減少に伴う対応など町民生活の安全、安心の向上や地域経済の活性化に向けた財政需要等に適切に対応しなければなりません。

また、歳入の主軸をなす町税及び税外諸収入金の収入未済額は3億2,837万1,000円、前年度と比較では4,382万6,000円の増加となり、不納欠損額処理は112件、411万4,000円となり、毎年多額となっている。収納対策として釧路・根室広域地方税滞納整理機構が設置され、平成19年度は20件、税額で2,205万9,000円が引き継がれ、収入額が831万2,000円の実績、負担金総額との費用対効果では218%となり、予告の効果としての納税もあった。また、夜間納税窓口の開設なども行われ、さまざまな徴収努力は認められます。

歳出削減と同時に自主財源の確保は重要な課題であり、引き続き新たな滞納を発生させない日々の対策に重点を置き収納向上に努力されるとともに、町民一人一人が協働のまちづくりの理念のもとに理解を深め、将来に向けて持続可能な財政運営を目指し、一層の努力を期待するものであります。

次に、特別会計についても若干コメントしておりますので、その部分だけ朗読してまいります。

まず、国民健康保険事業であります。16ページの中段のところであります。結びというところです。本年度末の世帯数2,125世帯、被保険者数4,649人で、本事業の実質収支は3,209万3,000円の黒字であるが、収入面では基本財源の国民健康保険税は、その収納率は76.8%で、不納欠損額も446万5,000円処理され、収入未済額は増加傾向にあります。歳出面では、保険給付費の支出は前年度に引き続き増加しています。当会計の安定運営には保険税収入の確保が重点課題であり、景気低迷の中で厳しい収納環境ではあるが、負担の公平性の観点からも収納向上対策に努められるとともに、医療費負担抑制につながる健康づくりの住民啓発や各地域や関係団体と連携した効果的な事業の推進と、あわせて財政の健全運営の確保に努めることが求められます。

次に、下水道事業の特別会計であります。17ページの中段のところですか。本年度の管渠整備は、平和地区の污水管、雨水管の整備が行われた。塘路地区の特定環境保全公共下水道事業の污水管整備率は99.6%となり、農業集落排水事業を含めた下水道普及率は60.5%に伸長されました。本事業の基本財源である下水道使用料について未収額が増加傾向にあることから、滞納者に対する適切な措置を講じ、収納の確保を図るとともに、水洗化の促進に努力されたい。今後計画されている磯分内地区の整備手法の検討や施設の老朽化に伴う対応など、引き続き効率的、効果的な運営によって事業が推進されるよう望みます。

次に、老人保健特別会計であります。17ページの下の方であります。現行の老人医療制度は、平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行された。70歳に達した資格者は他の保険に加入するため、被保険者は本年度末現在で1,211人で、年次減少となっている。したがって、医療諸費の支払いも当年度9億6,179万1,791円で、前年度に比し1,279万4,243円減少となっています。今後とも高齢者が健康で元気に暮らし、生きがいを持って自立した

生活が営むことができるよう、保健、医療、福祉の連携のもとに総合的な施策の推進を望みます。

次に、18ページの土地区画整理事業であります。本年度は、残工事として宅地整地が実施され、当該事業全体の進捗率は98.5%となった。今後鉄東地区区画整理事業の事業完了に当たり、換地処分に伴う清算金の徴収、交付については、適切な事務の執行に努められたい。

次は、介護保険事業特別会計であります。18ページの一番下のほうであります。本年度末の被保険者数（1号）は2,349人となり、保険事業における要介護認定事務では、審査会が27回開催され、409件が審査に付された。介護保険法の改正により介護予防、自立支援の強化の方向が示され、高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活できるよう、介護保険事業が充実し、円滑に推進されることを期待するが、一方制度改正によりサービス内容や介護報酬の変更により減収を余儀なくされており、今後も当勘定の運営は厳しさを増すことが予想されることから、歳出各般にわたって経費の節減や地域に密着した介護サービスの提供など合理的な運営が図られるよう努められたい。

それから次に、20ページの基金運用状況の意見であります。平成19年度標茶町基金の運用状況審査意見。

1、審査の対象、平成19年度標茶町基金運用状況。

2、審査の期間、平成20年7月28日から平成20年7月31日まで。

3、審査の手續、平成19年度の標茶町基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性並びに基金条例に基づき運用状況が妥当であるかについて、関係書類等の照合、その他通常実施すべき審査手續を実施した。

4、審査の結果、審査に付された平成19年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、基金の運用状況は妥当であると認められた。

基金の運用状況は以下の表にございますので、見ていただきたいと思います。

それから、21ページの財政健全化審査の意見であります。平成19年度標茶町財政健全化審査意見。

1、審査の概要、この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、（1）、総合意見、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。以下の表であります。①、②の実質赤字比率、それから連結実質赤字比率については赤字となっておりますので、この数値は入ってまいりません。それから、③と④の実質公債費比率、将来負担比率についても健全化、基準以下であるということでもあります。

それから、22ページの一番最後のページであります。平成19年度標茶町下水道事業特別

会計経営健全化審査意見。

1、審査の概要、この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、(1)、総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるということで、下の表であります。水道事業についても資金不足の状況にないわけでありまして、19年度の数字は入ってまいりません。

次に、公営企業の審査意見書について説明をいたします。まず始めに、病院事業から説明をいたします。

平成19年度標茶町病院事業会計決算審査意見。

1、審査の概要、1、審査の対象、平成19年度標茶町病院事業会計決算。

2、審査の期間、平成20年6月24日。

3、審査の書類、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表、財務諸表の計算は、ここに挙げておりますようにアからエまでであります。(3)、附属書類、附属書類の明細につきましては、ここに挙げておりますアからエまでであります。

4、審査の方法、審査に当たっては、送付を受けた決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状況を適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施した。

第2、審査の結果、審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、平成20年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められた。財務事務については、総体として適正に執行されているものと認められる。審査結果の概要は、以下のとおりであります。

以下については省略をいたしまして、8ページから9ページにわたりまして結びというところでまとめてございますので、それを朗読いたします。

以上、予算執行、経営状況、財政状況にわたる計数の表示と所見を述べてまいりましたが、総括して次のとおり審査結果意見を申し上げます。

平成19年度病院事業は、町民の健康保持に必要な医療を提供するため、内科、外科、産婦人科、小児科、リハビリテーション科により、その経営に当たっている。

当年度の業務量は、入院延べ患者数1万5,299人、外来延べ患者数4万1,251人で、入院、外来とも合わせて前年度比較では延べ879人の減少となった。

これらに従事する職員は、平成20年3月31日現在83名で、前年度比較で職員が1名増員、臨時職員が2名増員となった。

経営成績は、総収益10億3,086万3,790円、総費用10億1,776万7,162円の決算額となり、

これを医業収支で見ると、医業収益は5億9,438万969円、医業費用が9億4,352万5,369円で、差し引き3億4,914万4,400円費用が収益を上回っているが、一般会計からの補助金と負担金4億2,059万円を主なものとする医業外収益によって差し引き純利益1,309万6,628円が計上された。当年度純利益1,309万6,628円は、前年度繰越欠損金に充てられたが、年度末未処理欠損金は8,698万7,471円であり、引き続き医業収支の改善が必要となっている。また、入院料など長期の未収金額があることから、解消に向けて適切な対応を講じられたい。

このように入院、外来とも年々患者数が減少傾向にある状況で、医業収益に占める職員給与費の比率が当年度は110.3%と前年比0.6%の増であり、年々増加傾向にある。また、医業収益に占める他会計繰入金比率も当年度は70.5%であり、同様に年々増加傾向にある。地方交付税の先行き不透明な中で町財政も逼迫し、一般会計からの繰り出しによる依存体質からの脱却が課題であります。

平成19年12月には、総務省から公立病院改革ガイドラインが示され、また北海道はこれ为先取りする形で平成19年10月に自治体病院等広域化・連携構想を出した。経営効率化、再編、ネットワーク化、経営形態の見直しの3点セットにより町立病院の診療所化を含めた規模の適正化が求められ、病院を持つ道内自治体に波紋を広げました。特に病床利用率が過去3年連続して70%未満である病院については、病床数の削減、診療所化等の抜本的な見直しが迫られており、町立病院の病床利用率は平成15年度は69.2%であったが、年々減少し、平成19年度は49.2%であります。

これまで現在の診療体制を維持するための積極的な要請活動や患者との信頼関係の確立、サービス向上に努められるとともに、効率、効果的な職員体制の検討など積極的な取り組みがなされ、健康診断受診件数などの増による医業収益の前年度比1%の増収や町広報紙での病院特集、各種会合等での状況報告など積極的な経営改善に向けた努力は評価されません。

町立病院は、公立病院改革ガイドラインにより、平成20年度内には公立病院改革プランの策定が求められており、病院を取り巻く環境は厳しい経営運営が強いられることになると考えられます。今後も町内唯一の医療機関として町民の命と健康と暮らしを守る最も身近な医療機関として期待は大きいことから、これらの病院のあり方を具体的に住民に示し、住民の期待に適切に対応できるよう努め、一層の経営健全化を推進されることを望みます。

それから、病院の意見書の一番後ろのページであります。平成19年度標茶町病院事業会計経営健全化審査意見。

1、審査の概要、この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、(1)、総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

下の表であります、当病院は資金不足の状況にないわけでありまして、19年度の数値については入ってまいりません。

次に、上水道事業について申し上げます。1ページであります。平成19年度標茶町上水道事業会計決算審査意見。

第1、審査の概要、1、審査の対象、平成19年度標茶町上水道事業会計決算。

2、審査の期間、平成20年6月25日。

3、審査の書類、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表、財務諸表の計算書につきましてはアからエまでであります。(3)、附属書類、附属書類の明細につきましてはアからエまでであります。

4、審査の方法、審査に当たっては、送付を受けた決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施した。

第2、審査の結果、審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数は正確であるとともに、平成20年3月31日現在における財政状況及び経営成績とも適正に表示されているものと認められた。財務事務については、総体として適正に執行されているものと認められる。審査の結果、概要については以下のとおりであります。

以下につきましては省略をいたしまして、8ページにまとめてございますので、それを朗読いたします。

以上、予算執行、経営状況、財政状況にわたる計数の表示と所見を述べてまいりましたが、総括して次のとおり審査意見を申し上げます。

平成19年度上水道事業は、生活用水、その他浄水を町民に提供するため、給水戸数2,178戸、年間配水量49万543立方メートル、有収水量42万9,504立方メートルで、いずれも前年度よりわずかに減少した水需要の構成で運営され、配水管総延長は67.5キロとなった。

これらに従事する職員は、平成20年3月31日現在5名である。

経営成績は、総収益8,991万4,070円、総費用7,732万7,648円の決算額で、差し引き1,258万6,422円の純利益を生じ、減債積立金として処分を行うなど、例年の経営水準が維持されているが、水道使用料の未収金額が年々増加しており、適切な対応を講じられたい。

財政状況は、資産総額5億5,675万9,312円、前年度と比較して2,376万203円の増加となっている。これは、固定資産が3,292万1,464円の増加、流動資産で916万1,261円の減少によるものである。

当年度の建設改良事業は、総額6,005万650円執行されたが、この資金は企業債の発行で1,690万円調達したが、不足する4,315万650円は過年度分損益勘定留保資金3,982万5,276円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額279万374円、工事負担金53万5,000円で補てんされており、財政状態に大きな変動はないものと見込まれる。また、企業債の当年

度末未償還残高は2億4,072万4,501円で、前年度に比し1,057万4,386円の増であるが、計画的に起債償還も行われている。

上水道事業の今後の見通しとしては、人口、世帯数の減少による給水人口減や世界的規模での環境問題への意識の高まりによる住民の節水意識の高揚等、給水量、収益の減が予想されるが、安全で良質な浄水の安定的提供を目的とした水源変更が予定されており、それに伴う改良投資の増加が予想されます。

したがって、引き続き的確な水需要の予測、内部経費の節減、使用料の収納率向上、効果的な事業の執行により健全な経営の取り組みを推進し、財政基盤の安定を図るとともに、公営企業として一層の経済性を発揮し、住民生活及び生産活動など公共の福祉の増進が図られるよう努められたい。

次に、一番最後のページであります。平成19年度標茶町上水道事業会計経営健全化審査意見。

1、審査の概要、この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、(1)、総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

以下の表であります。水道事業については資金不足の状況にないわけでありまして、19年度の数値は入っておりません。

以上で終わります。

○委員長（菊地誠道君） これより認定8案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

内容質疑は、認定第1号から認定第6号までは決算書、歳入歳出決算事項別明細書について各案ごとに歳入歳出に分け、認定第1号の歳出は各款ごとに行い、その後実質収支に関する調書の質疑を行い、認定第7号及び認定第8号については決算附属書類、財務諸表、決算報告書の順に行います。次に、主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について、次に財産に関する調書及び基金の運用状況について、次に健全化判断比率及び資金不足比率報告書について順次質疑を行います。

それでは、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書について内容質疑を行います。

始めに、認定第1号、一般会計決算、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、3款民生費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、4款衛生費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、5款労働費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、7款商工費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、8款土木費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、9款消防費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、10款教育費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 52ページですけども、図書館費、3目の中で総体的には18節備品購入費ということで、図書の多分購入ですか。図書費のみならず、これ全体的には蔵書、図書のみという判断でよろしいのか。例えば視聴覚資材、DVDとかビデオとか、そういうものを購入されたのか、その辺の割合というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長(菊地誠道君) 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長(中居 茂君) ほとんどが図書の購入費ですけども、図書購入費として455万6,000円、それから視聴覚費で、これはDVDとか、それから各種新聞、これらを29万4,000円と。それから、雑誌購入等に、これは需用費ですけども、15万円、こんなような部分で、いわゆる指導をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 実績報告書の中でもお聞きしようと思ったのですが、例えば今回はかなりの、19年度ですか、購入する冊数も多いようですが、この冊数については、例えば住民からのリクエストですとか学校関係ですとか、いろいろ購入の仕方があるかなと思う。19年度におきましては、いわゆる購入方法、プロセスについてどんなふうにして購入されたのかなと思います。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 3,324冊というのは、19年度の受け入れ数で、購入と、それから一部古本市だとか、それからライオンズクラブからの寄贈と、これがありますけれども、ほとんどが購入であります。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 3回目ですので、例えば昨年度は購入の中で十分充足されていたと判断されているか。まだこの部分についてはリクエストあったけども、次年度について検討するとか、そういう購入方法についてはどのように総括されたのか。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 一応ここ何年か、いわゆる備品購入の金額についてはほとんど固まった状況で来ていますので、状況としては予算要求する側としてはもっと買いたいという気持ちで予算要求していますけれども、一定程度充足された形で推移してきているというふうに考えております。3,324冊のうち児童書については1,533冊ということになっておりますので、どちらかという子供の子供の児童書に力を入れて購入しているという状況になっております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、12款公債費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、14款職員費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、15款予備費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員(館田賢治君) 各款一括かい。

○委員長(菊地誠道君) 一括です。

○委員(館田賢治君) まず、1款1項1目、2目やっていっていいの、全部。一括、全部上げるの、1つずつでいいの。

○委員長(菊地誠道君) 1つずつでいいです。

○委員(館田賢治君) 個人の税金のことなのですが、今も監査委員のほうから滞納の関係については各款全般にわたってご指摘をいただいたところがございますけども、ここに出ております収入未済額、個人の1,350万円ほど出ておりますが、この未済になった理由。

それから、滞納になりました1,900万円、約2,000万円の滞納分ありますが、滞納分だけでもふえてきているわけですが、従来の滞納とあわせて、今後この数字が目安としてはどういうふうになっていくのかなと、この辺どういうふうに見ているのか。

それから、不納欠損の分をどういう内容の努力をされて、どういう形の中で不納欠損が140万円から出ているのか、それらをご説明をいただきたいなと思います。

○委員長(菊地誠道君) 税務課長、高橋君。

○税務課長(高橋則義君) お答えいたします。

個人の町民税の決算状況であります。19年度はやはりご案内のとおり景気の低迷が影響いたしまして、総所得全体では減少してございます。それで、19年度、特に所得税から住民税の税源移譲がなされまして、調定額、いわゆる税額がふえていく状況になっておりまして、収納率の低下にかなり影響しているのかなというふうに思います。

それから、税務調査の関係によりまして、国税のほうの修正が行われまして、この影響により年度末だとかに住民税の追徴といたしますか、いわゆる随時の課税がなされていまして、この辺につきましても納付ができて影響しているものと思われま。

それから、不納欠損の関係でございますが、不納欠損する場合につきましては、地方税法第15条の規定に基づきまして、滞納処分を停止する場合ということで3つ条件がございます。1としまして、滞納処分することができる財産がないとき。それから、2番目に滞納処分することで、その生活を著しく急落させるおそれがあるとき。3番目といたしましては、その所在及び滞納処分する財産、ともに不明であるという、この3点の場合について処分停止をすることができます。この処分停止をしまして3年を経過したときには、停止期間満了ということで、これも地方税法の規定に基づきまして不納欠損の処分することとなります。また、執行停止中に税の場合消滅時効ということで5年間を経過したときには欠損となりますが、これは処分停止中でも5年の時効が優先した場合には不納欠

損となります。それから、3番目としましては、不納欠損の処分停止をしない場合でも税の時効5年を迎えた場合には消滅時効5年ということで欠損となります。

以上でございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 滞納の分を入れますと、景気状態がよくわかりますけれども、今までの滞納と合わせると700万円程度ふえてきているかなと思うのです。

それと、今の不納欠損の、いわゆる生活が苦でここにいなくなったり、理由はわかりませんが、この不納欠損は何年度の分から発生をされているのでしょうか。何件あるのですか。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 滞納額がふえているというのは、先ほども申し上げましたが、税源移譲に基づきまして調定額、税額が伸びたのが8,200万円でございます。ただ、収納率が1%以上落ちていますので、8,000万円に落ちた分の率だけ滞納がふえたという形になっております。

それから、不納欠損の年度の部分でございますが、個人の町民税につきましては、一番古いのは平成9年でございます。平成9年から毎年度、平成15年までわたって欠損いたしております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） まず、個人の税の関係については、町民税については、ひとつこれ手を抜かないで努力を続けていただきたいなと思います。

次、法人税の関係でございますが、この法人税についても調定が5,900万円、収入が5,800万円の収入未済額96万5,000円と発生をしておりますけれども、今までの滞納分も入れて、そしてこれも不納欠損出ているのです。31万何がし出ております。これらも合わせて、収入未済も合わせて法人の未済額の内容を、中身はどういう理由なのか、これもご説明をいただければと思います。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 法人の住民税でございますが、納税義務者数と申しますか、法人数が18年度に比べて5減少しております。これは、破産ですとか営業不振ですとか、そういった理由により法人数の減少につながっているものと思います。

それから、税額の減少につきましても、18年度が土木、金融関係の法人でかなり税収が伸びていた状況にございまして、19年度の決算額は17年度ベースに戻ったのかなというふうにとらえております。

それから、不納欠損の部分でございますが、これも破産ですとか、すべて事業所そのものが存在していない法人でございます。その部分の処分停止かけたものにつきまして、期間満了等で欠損になったものでございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 収入未済が200万円からあるのですが、これらはこれからの動向と

してはどうなのですか。見通しとしては、ある程度明るい見通しは立てれるのですか、法人の関係で。

そして、この不納欠損の会社がない、倒産したりなくなったというのは何社分なのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） まず、収入未済の徴収見込みということですが、税務担当といたしましては最大限努力したいと思います。滞納整理機構、平成19年4月1日から立ち上げてございますし、昨年9月からは月末の月2回、19年度の決算の月で20年5月まで延べ18日間、職員が勤務終了後午後8時まで夜間の徴収窓口を開きまして、納税者の皆さんと接触できる機会をつくりながらも最大限努力している状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、不納欠損の件数でございますが、全部で5件でございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それでは、1款2項の1目のほうに移りたいと思いますけれども、固定資産税の関係でございます。固定資産税、未済もこれ2,000万円から出てきているようでございますし、欠損金170万円、それから未済が5,000万円というふうに出てきておりますから、これも次年度に向けての滞納というのですか、これも大きいなど。これは、これらの中身も固定資産税のこういう状況になっている、また欠損で170万円から落とさなきゃならなかった、これもまた先ほど課長ご説明した、いなくなったり、いろんなことしていると思うのですが、何年度からこれ始まっていることなのか。年度別にはどういう内訳になるのか、わかれば知らせていただきたいなと思います。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 固定資産税についてでございますが、個人の部分につきましては、やはり農業者の離農の部分とか高齢化とかという理由が一番多いと思います。それから、先ほど法人のほうでご説明いたしましたように、営業不振ですとか事業廃止に伴うような関係、それから本州土地所有者などの部分が多いと思います。

それから、不納欠損の部分であります。平成11年が1件、平成12年が2件、平成13年が2件、平成14年が21件、平成15年が12件、計38件でございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 欠損金は、こういうことで落ちているのですが、次期に向けての滞納が1,500万円程度、今度次年度に向けて前年よりもふえてくるわけですがけれども、その辺は今度、これはどうなのですかね。課長が見ている見込みというか、だんだん、だんだん大きいものですから、ちょっと気になるなと思って見ているのですが、その辺どういう見方していますか。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 固定資産税の部分につきましては、特殊事情がございまして、

昨年もご説明したと思いますが、19年度、現年分で大口滞納1件、800万円という数字がございまして、この部分につきましては、18年度も滞納がありまして、2年度分で1,600万円以上の滞納になっております。4億円の固定資産税ですから、これだけで恐らく2%、3%とかという率に影響してございます。それで、この部分につきましては、強制処分も含めた中で、いわゆる差し押さえですね、含めた中で手続きしようということで、20年度中、ただいま検討中でございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 大変だなと思うのですが、明るい兆しが出てくるように頑張ってくださいと思うわけですが、続いて1款3項の1目軽自動車税の関係なのですが、これも欠損も出ておりますし、収入未済が出ているのですが、これもどのような内容のことなのか。自動車税といたら、本当に町へ入ってくるお金ですから、皆さん町税ぐらい払って乗っているのかなと思ったらそうでもないのだなと。その辺、欠損もひっくるめてどんなような内容なのか説明をしていただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） まず、不納欠損でございますが、軽自動車の不納欠損につきましては平成14年度が6件、平成15年度が3件でございます。未納になる主な原因というのが、例えば所有権の移転だとかしているのですが、廃車の手続、移転の手続の漏れですとか、車検のない車の場合だと特に手続しなくても本人になかなか不利益ないとか、そういう部分がございますし、1回当たりの税額が小さいことありまして、お願いしている部分はありますが、なかなか滞納処分までということはいかない部分もありますので、今後とも滞納されている方と十分交渉しながら、その解消に向けて努力していきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それでは、1款5項1目の、いわゆる特別土地保有税の関係で、これ滞納分だと思うのです。滞納分が今回欠損8万4,000円出ていて、収入も270万円からあるやつが入ってきたのが9,300円なのですが、これどうなのですか、今後の見通しと欠損の内容というのは、ひっくるめて。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） ご指摘のように、特別土地保有税につきましては税制改正がなされておりまして、平成15年度からは新たに課税されておりません。残った部分につきましては、すべて滞納繰り越し分でございます。実態といたしましては、ほとんどが本州企業ですとか、本州の個人の所有者の部分でございまして、土地の区画と滞納額とが合わないという。換価するにも土地のほうの価格が低過ぎというような状態もございまして、なお土地の状態と納税者の方の実態を調査した中で欠損の処理も含めた整理を検討していきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 私も納税の町税のほうで幾つか質問があるのですが、今館田委員の質問の中でも相当の努力をされて、この納税率を上げるというふうに頑張っていると思うのですが、この中で、いわゆる滞納整理機構が設置されて、はっきり数字で成果があったというふうに出ているわけなのですけれども、ちょっと心配しているのは、予告による効果もあったというのは、自主的、自発的に納税に来たということだと思いののですが、整理機構と納税者との間でトラブルとか問題点というのはやってみて起きなかったでしょうか。どうでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 滞納整理機構のかかわりの部分でございますが、特にトラブルという事例についてはお聞きしておりません。機構といたしましても、まず納税者と自主納付していただくように、その交渉から始まりまして、それでもなおかつ一切連絡のないような方については差し押さえ等の滞納処分を行っていくという手順になってございますので、いきなり強制的なことということにはなっておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 非常に費用対効果も200%超えるというふうに書いてあって、これはやっぱり起こしてよかったなというような気持ちを持っているわけなのですが、夜間納税窓口の努力もされているので、この点では費用対効果というか、住民サービスの要素がこの場合は多いかと思うのですけれども、これはどのぐらいの件数の利用があったでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 夜間の窓口ということでございまして、実は税だけではございませんで、水道の部分と住民課の特に保育所の関係、それから管理課の住宅使用料の関係と、4者で連携しながら行っております。数字的なものというのは、なかなか厳しいのですが、実績としまして19年度来庁者が16名、それから電話があったのが33件、それから実際に納付あったのが10名ということになっております。ただ、20年度も現在も毎月続けておりますが、だんだん相談に来る方の固定化もされてきておりますので、数字にあらわれない部分で見ていただきたいなと思えます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で認定第1号を終わります。

次に、認定第2号、国民健康保険事業事業勘定特別会計決算、歳出各款一括して質疑を

許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） これもいわゆる欠損と、それから未収の関係なのですが、今後これらどんな見通し立てているのか、それをあわせてお聞きしておきたいなと思います。一括でいいのでしょうか。これは、国保税でしょう。

○委員長（菊地誠道君） 歳出です。

○委員（舘田賢治君） 歳入歳出一括でしょう。

○委員長（菊地誠道君） 歳出各款一括です。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 医療給付費の、いわゆる未収入の関係、それから欠損の関係なわけなのですが、それぞれ滞納を繰り返していきまるとかなり大きな数字に今後なっていくわけですが、それらもひっくるめて今後の見通しと欠損金の、どのような努力をされて欠損をどうしていったのか、あわせてお聞きしておきたいなと思います。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 国民健康保険税の不納欠損の関係でございますが、平成10年から平成15年までにわたっての部分でございます。平成10年が2件、平成11年が2件、平成12年が2件、平成13年が4件、平成14年が27件、平成15年が14件、51件でございます。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 収入未済額に対する取り組みでございますが、先ほど一般会計の税のところでも税務課長からご答弁申し上げましたが、被保険者の生活状態等々も考慮しながら公平な税の負担をしていただくという基本的な形でやっております。ただ、19年度につきましては、そういう意味では整理機構に移行した分の滞納繰り越し分が一定程度入ってきておりますので、そういう整理機構に持っていけるものについてはそういう形で滞納繰り越し分の収入には努力してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） これは、保険の、保険というか医療給付分の未納ということになると、かなり保険証のほうにも関係してくるということになるとすれば、総括に入ってしまうような気がするのですけれども、これだけにしますけれども、何名というか、何件くらいの対象になるわけなのですか。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 短期被保険者証と申しまして、月単位で最長6カ月の保険証にかわるものがございますが、19年度実績では184世帯に交付しております。それから、そ

れより厳しい資格証明書といいまして、病院で一たん10割すべて医療費を払わなきゃならない証明書ですが、これは2世帯3人に交付しております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で認定第2号を終わります。

次に、認定第3号、下水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で認定第3号を終わります。

次に、認定第4号、老人保健特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で認定第4号を終わります。

次に、認定第5号、土地区画整理事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 換地清算の関係なのですが、調定額99万7,000円、これは丸っと収入になっていませんが、これはどんな事情からなのでしょう。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

これにつきましては、川東地区からの換地清算したときの滞納分でございます、2件の滞納でございます。状況としましては、1件につきましては会社の実態がつかめない状況でございます。もう一件につきましては、債務確認をいただいておりますが、なかなかほかの事情等もございまして、収入に至らなかったという状況でございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 全く入っていないわけですから、何か事情があるのでしょうか、見込みとしてはあるという理解してよろしいのでしょうか。

それから、保留地の処分金の関係も、これも未済額が17万5,000円ほどありますけど、あわせてこれをお答えいただきたいのと、このように思います。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

見込みでございますが、換地清算徴収金につきましては1件につきましては会社の実態ないとまで確認できております。かなり厳しい状況かなと思っております。ただ、ほかの税務のほうと関連する等との状況を見ながら対応していきたいと思っております。もう一件のほうにつきましては、実在している方です。ただ、本来につきましては、なかなか払えるような状況にない。ただ、不納欠損にしないように債権確認等いただいて、債務があるということを確認させていただいております。しかしながら、現在の状況で、では払えるのかというと、なかなか払っていただける状況にないという状況にあります。今後の見通しにつきましては、今ほかの関係課とも連携して、見通しとしては決して明るい状況であると責任持って言える状況では正直ございませんが、事情等も折ありますときに打ち合わせしながら、少しでも払っていただけるような努力していただきたいと思っております。

それから、保留地処分金につきましては、これも川東自体のものでございまして、1名の方が5年にわたりましての滞納部分でございます。これにつきましても債務のあることの確約いただいております。少しずつでもというお話しさせていただいているのですが、なかなか至らないという状況でございまして、保留地のほうにつきましては処分金が払われないと所有権の移転等も最後までいけないという、個人に対しての、買われた方に対してのマイナス要素もございますので、そのあたりも説明しているところでございますが、このほか進まない状況にあります。この辺につきましては、努力してまいりたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で認定第5号を終わります。
休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時20分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

次に、認定第6号、介護保険事業特別会計決算、保険事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

末柄君。

○委員（末柄 薫君） 103ページです。総務費の中の趣旨普及費、これ当初予算150万円あったのが100万円補正されましたよね。その残金のうちの50万円も、これもまた使わずに不用とした、その内容についてお聞きいたします。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 趣旨普及費につきましては、いわゆる介護保険事業の普及のパンフレット等の購入を当初予定しており、3月の補正時点で100万円を減額し、50万円を執行する予定でございましたが、前年度までに購入いたしましたパンフレット等の残があったということで未執行の状態になった次第であります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、保険事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 介護保険勘定の、いわゆる収入未済について、これもまた180万円ほどあった滞納も35万円くらいの収入でございますけれども、合わせると270万円ぐらいまた滞納がふえていくことになっていきますけれども、この辺は介護保険勘定の収入未済の理由というのはどのようなことになっていくのかということと、今後の保険事業の、この事業もできて浅いわけですけれども、それにしてもだんだん、だんだんふえてくるの嫌だなという感じを持っております。その辺もあわせて、見通しなども入れてお話を聞きしておきたいなと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 介護保険事業勘定の保険料の収入関係でございますが、現年度分の収入未済額につきましては49件ということになっております。滞納繰り越し分につきましては、平成14年度から18年度まで58件という状況で、いわゆる介護保険料につきましては一定の年金の収入以下の方について普通徴収をしている部分について未済になって

いるという状況でございます。この間、平成19年度でも滞納繰り越し分で34万2,900円収入をしておりますが、これにつきましても滞納者の生活状態等々を勘案しながら、分割ですとかという形をとりながら納めていただいているというような状況でございます。これからの見通しでございますが、当面は今行っております、納入につきまして相談等々をさせていただきながら、少しずつでも納めていただくというような形で努力をしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、介護サービス事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、介護サービス事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で認定第6号を終わります。

以上で認定第1号から認定第6号までの決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の内容質疑を終わります。

次に、認定第7号、標茶町病院事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、財務諸表について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、決算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で認定第7号を終わります。

続いて、認定第8号、標茶町上水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許しま

す。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 10ページの資本的収入の、いわゆる工事負担金の50万9,000円というのは、たしか19年度のときにはちょっと説明されたかな、記憶があるのですが、これはどんな内容の工事の負担金なのかお聞きをしておきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） この工事負担金は、8ページにございます道道中標津標茶線上水道導水管移設工事、道からの道道の改良に伴う移設管工事を行っておりまして、この移設を行うに当たって残存価格分の負担金ということで道のほうからもらっております。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、財務諸表について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 財務諸表の雑支出のところの9万1,130円なのですが、監査報告にもありましたけど、債権の消滅で15件分と。これ、もう少し中身教えていただければと思います。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えします。

19年度に使用料の関係で不納欠損とした分でございますまして、15件ございまして、その合計で9万1,130円となっております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、決算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で認定第8号を終わります。

以上をもって認定第1号から認定第8号までの内容質疑は終了いたしました。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 6ページの学校給食のかかわりなのですが、ここでは非常に今さまざまな問題が起きていますけれども、そういう中でも学校給食の安全性を追求しながら、よりよい食材、児童生徒に対する給食の提供、これの努力の跡がここに書かれてあります。

そこで、ここでは具体的に19年度で言えば、予算的に言えば児童生徒用食器の計画的入れかえで安全、安心な給食に努めるというふうに評価されているのですが、そのほか安全、安心な学校給食の執行についてやってきた努力というのは、19年度ほかにありますか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 学校給食についての安全対応と申しますか、そういった部分ですけれども、最近とみに食の安全について大変厳しい状況になっておりますけれども、学校給食においてはさきにこれまでいろんな加工品あるいは外国産を含めて安価な部分で一定程度やってきたところではありますが、19年度もそういった部分ではこれまでの学校給食のあり方とか食の安全とか、そういった部分では国内産を主として使用しております。そういった意味では、加工品は加工会社がつくっていますので、なかなかそこまではチェックすることは、成分表とかも含めていただいていますけれども、なるべく国内産、特に道内産ということで小売店のほうに指示をしながら納品をいただいているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 実績報告書で総務費の中でちょっと1点お聞きいたしますが、9ページの中で固定資産の評価替事業という、これは5年に1度ということだと思っております、例えばこの中身につきましては委託業務で40点とか34点、鑑定地点を設置されて委託されている。平成19年における、いわゆる固定資産の基礎となる鑑定評価の鑑定地点というのは、委託業者に依頼をされた中ですべて任されているのか、あらかじめ町側として設定地、いわゆる地点を40点、34点ですか、そういうのを設けられて委託されているのか。その辺どのように実績としているのか。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 固定資産の評価委託事業につきましては、3年に1度評価替を行われます。このたびは、平成21年度に受け手の委託業務でございます、標準地の点数につきましては74地点であります。それで、これはあらかじめ町のほうで基準となる、主に宅地の場所ではありますが、町のほうであらかじめ指定した地点について不動産鑑定をかけているものであります。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 例えばこういう区画整理事業によって町並み形成とかいろいろ変わってきますし、また路線価値も変わってきていると思いますが、その都度、例えば見直しの時期に鑑定地点を変えていくのか、それとも大体決められたように年度ごとに見直しというのは、どの辺を要素にして決められてきたわけですか。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） この74地点というのは、しばらく変わっていないものと思います。ただ、区画整理事業等で土地の形態が変わりまして、いわゆる宅地化された場合に

については路線価等に反映した中で評価を変えていくことになります。

以上であります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 水産の振興について2ページなのですが、コイヘルペスウイルスの対策ということで定期的に魚体検査を行うとともにとあるのですが、19年度において何回、どのような検査をしているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

この部分につきましては、漁業の期間、年2回、道の水産の担当のほうで漁協の協力を得て、地点、地点でコイを水揚げしてもらった部分を、基本的にはそのまま魚体を検査する機関に運ぶのですが、基本的にはエラの部分を検査するというような形で検査しております。発症した年については、コイヘルペスの菌が出たのですが、その後今年度までそういう発症については見られていないという状況であります。

○委員長（菊地誠道君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） たまたま塘路湖の周辺行ったらコイヘルペスの注意書きというか、魚を持ち出さないでいただきたいという部分が見受けられたので、当初そのコイヘルペスが発生してから19年度までそういう状態がないという形の調査があれば、そういうものも、その看板以外に安全性で、やっぱり環境とか見た目の部分でいけば調査して、ないという形のものもPRしてはどうかという思いがあったものですから、その辺に対してはどうかかなと思っています。

○委員長（菊地誠道君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

コイヘルペスの発症の時点では、町の広報紙などを通じまして、人体には影響がないと。同じ魚であっても、コイにだけ感染する病原菌であるということで長い間広報してまいりました。それで、本来的には自然の湖でのコイですので、霞ヶ浦だとか、ああいう養殖のコイが主して発症した部分がありますので、特に標茶町といたしましては自然で免役できたものについては、もう出荷してよろしいんじゃないかということで強く要望してございましたが、条件つきで平成20年から一部出荷も可能になったという状況になっております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についての内容質疑を終わります。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で財産に関する調書及び基金の運用状況について内容質疑を終わります。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 質問というよりも、ちょっとお聞きしておいたほうが良いと思って立ったのですが、いわゆる資金不足ということなのですが、これは企業会計もひっくるめて、資金不足が良いとか悪いとかというのは流動資産から流動負債を引いた内容が資産のほうが多いから資金繰りが良いとかという、単純にそんな考え方でいいのでしょうか。単純に聞いて悪いのですけれども、ちょっとその辺、急にこういうのを見せられてもわからないものですから。ただ、そうなのかなというふうに思っていたのですが、いかがなのでしょうか。言っている意味わかるでしょう。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時49分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について内容質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 4時00分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、認定8案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君）（発言席） 2点ほど簡潔にお伺いをしたいと思います。

まず、町有地の土地の関係になろうかと思いますが、鉄東の区画整理事業も19年度をもって、あと換地業務ですとか、そういった面での完了ということで、また町並み形成もその事業で随分変わりました。同時に、麻生団地の、いわゆる町有地の売買といいましよう

か、そういう点につきましては、過去においては関連業者とタイアップしながら、なるべく町内の方々に提供していくという案が出ていましたが、聞くところによりますと、町外業者も参入していただいて、土地を幅広く販売していこうということを聞いておりましたが、現状19年度におけるまでの経過といたしまししょうか、そういった面におきましてどの程度麻生団地の、いわゆる売り込みといたしまししょうか、そういった面についてはどう評価されておりましたでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 過去にホープ団地で売り払いを募集していた点かなと思えますので、その点についてお答え申し上げます。

区画整理事業も終息のほうに向かっておりまして、保留地等の、今委員ご指摘のとおり換地清算の事務を進めているところでございます。ホープ団地につきましても、土地区画整理事業の終息に向けて、もともとの町有地ほか保留地等と同様に売っていきたいということで関係課のほうとも協議させていただいて、今後ホープ団地のほう、これまで既に数件ほど売れておりましたが、これからホープ団地の考え方そのものは変えることはございませんが、ホープ団地の思想ですね、それは保留地含めて町有地の住宅関連につきましてはホープ団地の思想というものは変えるものでございませませんが、一般の町有地として同様な条件で見たいという考えでございませます。本年度でいいますと、ほかの町外の方から、住宅メーカーさんからの問い合わせ等がございまして、2件ほどございましたが、そのうち1つ売ることができました。

以上でございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 当時時価的にはなるべく民有地とのバランスを考えながら、なるべく下げないという、当時そういうこともありましたし、ここにきて土地も、先ほどお聞きした下落ぎみにもなってきたておりますし、そういった面での時価額というのがどう、当時と全く変わらないできているのか。それとも単に、例えば平米当たり、現状では数年前と変わらないで売買していこうということなのか。また、2件のうち1件が町外業者、メーカーですか、そういうことも言われておりますが、一歩踏み込んで、そういう宣伝方法というのはちょっと見えないのです。見えてきていないのです、実は。だから、例えば売れていないところは雑草が生えたりして、非常にちょっと目立ってきているかなと。そういった管理方法もだんだん問われてきそうかなと思えますし、総合的に地下も含めた中でそういった点をちょっとお聞きしたかったのですが、改めて。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 今委員ご指摘のとおり、これまで途中1回の見直し、基本的には時価で、土地の動きによって変更するという考え方でございましたが、区画整理事業との事業進捗に伴いまして、いわゆる急激な変動というものをホープ団地に限り行うということは困難という判断のもとで、価格に関しては動かしておりませ時期がありました。

しかしながら、今回事業が進捗して終息に向かっているということで、販売価格につきましても一般町有地と同様な考え方にいたしました。それで、いわゆる時価による見直しを行いまして、これにつきましては販売価格が固定資産台帳の評価額の70%で割るという、いわゆる町有地を売り払いする基本的な考え方を目指しているところでございますが、平成20年度につきましては一般保留地の補正指数、全国の大都市を除く土地の下落状況と照らし合わせまして、それが一般町有地の売り払い価格と大きな差が発生しないということを確認いたしまして、これまでホームページ上で載せておりました価格を変更して、一時ホームページ上からおろしましたが、価格を変更した後、現在も一般町有地の売り払いとして町のホームページ上で掲載しているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） せっかく当時の事業の開始と同時に、貴重なる町有地の中の団地形成ということでございますので、今後も期待しておりますので、ぜひ宣伝等を工夫されながら売り込まれることを期待したいと思います。

次に、2点目になりましょうか、学校教育関係になろうと思うのですが、図書館のことにつきましては内容審議でお聞きいたしまして、ただたまたま本年の7月の26日の新聞に学校図書の整備費が予算の30%にとどまるということが記事に載っております、これ釧路管内も含めて予算措置されているのですが、学校図書については標茶町のデータ、ちょっとデータもそちらにあるかと思いますが、私もデータを見ましたら17.9%予算措置ということになっておりました。これは、そういう数字について間違いございませんか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 間違いございません。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 1つには、学校図書、小学校、中学校、義務教育の中でどの程度の本町にとっては必要度というのですか、いろいろあろうかと思うのですが、17.9%のとらえ方、これ19年度のデータですので、もちろん決算に合わせて。ただ、釧路市30%ですとか、いろいろ管内出ています。割と標茶町少ないほうかなと、図書の整備費。そういった点は、予算上は、例えばどういうふうにして今後やっていくかということも、ただ十分充足されているのかなと。その点、今日まで余り出ていなかったかなと思うので。たまたまことし新聞等に出ておりましたので、たまたまお父さん、お母さん方が目にしまして、これはどういうことなのかな。もっともっとふやしてほしいなという点も出ました。でも、学校側のほうと子供たちのPTA関係、いろいろございましょうけども、そういった面で19年度における分については今後含めてどんなふうにとらえているのかなと。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

さきに質問の中で学校図書の国が定めている標準冊数といいますか、そういったものが国で一定程度文科省で示されております。それに基づいて、各学校の標準図書という形に

なっております。ちなみに、小学校でいえば学級数でそれぞれ分かれておまして、基本学級数が1学級で2,400冊ということになっております。さらに、それぞれ学級数がふえるごとに計算方法が変わってきております。中学校も同様、学級数によってそれぞれ基準額が違いまして、一、二学級ですと4,800冊が基準になっております。さらに、学級数がふえると計算式がさらに多くなるという形になっております。その基準に基づいてさきの新聞報道がなされたとおりに、冊数が足りないということで報道がされております。この間も本町の学校図書について、それぞれ予算配当をしながら各学校にしてきたところでありまして、ちなみに、私どもの町の図書の配当といたしますか、その金額については備品費の中に全部含まれておまして、それぞれ学校長の裁量に基づいてそれぞれ購入していただくようなシステムにしております。ですから、機械器具あるいは電子器具、図書、そういった部分を含めての予算配当ですので、実際にはそれぞれ学校の優先順位といたしますか、それぞれのとらえ方も含めて購入の仕方が変わってくるという状態になっております。ただ、こういった状態の中では、さきの図書館の購入のほうが大きなかわりがあると思います。さきの内容審議の中で、図書購入費の中で5割ぐらいが児童図書の部分で占めております。そういった意味で、学校図書がありますけれども、毎週のようにそれぞれ図書館バスによって新たな新しい図書が随時循環しながら子供たちの目に触れるという状態になっておりますので、それぞれ学校長の判断で購入がこういう傾向になっているのだろうなというふうには私ども考えております。ただ、最近のいろんな学校の中では、朝読書とか、そういった部分では子供たちのいろんな興味の向き方がいろいろ幅広くなりますので、これから図書の購入についてはふえていくだろうなというふうには私ども考えております。

以上であります。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） ただいま図書館バスのお話がありましたので、私のほうからその部分について追加して説明を申し上げたいと思います。

図書館バスにつきましては、標茶中と標茶高校以外の学校を隔週で月2回巡回しております。図書館バスで利用された冊数につきましては、平成19年度7,316冊ということになっております。そのほかに図書館バスとは別にそれぞれの学校に年間配本数として8,431冊、これはどの程度読まれているかという統計はまだないのですけれども、そういったことで一定程度さきの話をカバーできているのではないかなと、こんなふうに思っております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 今標茶町図書館の購入についても、内容審議等含めて社会教育課長のほうからも答弁いただきましたが、総じて図書費、義務教育の中でも図書費の占める割合、いわゆるそれが学校、標茶町の図書館の中に属するとすれば、そこから例えば子供たちが、お母さんたちがリクエストされているものを増刷されるとか、導入するとかという考えを持たれるべきでないかと思うのですが、それと同時に基金の中にも図書館の蔵書に活用できる基金もございます。そういった点を大いに活用して、これは部局側との話し

合いもあろうかと思うのですが、そういった点についての観点ございますか。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 本に対するリクエストに対しては、一応基本的には高価なものについて、それから利用の余り見込めないもの、そういったものについては結構図書館同士で借り合いをするというようなことをかなりやっています。それと、それ以外につきまして、買える部分についてはなるべくリクエストにこたえるようにして購入しているということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 文化振興基金条例、標茶図書館の図書充実事業に充てるための経費という一覧もありますから、そういった点につきましても図書の購入の部分について十分活用できるのではないかと私は思っていました。それで、その辺につきまして、教育長、冒頭きょう再任のごあいさつされておりましたし、19年度の中で図書の整備の見直しとか、いろいろ唱えておりました。改めてこの辺を含めて総括的に所信をいただきながら、あいさつをいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

前の議会の中でそういった議論があったのかなというのを私ちょっと記憶しているのですが、文科省の学校図書の整備については、5カ年計画というやつをもちまして、その中で交付税措置をして各市町村の学校図書を充実なさいという指導があったわけですが、基本的に皆さんご案内のとおり、交付税については自由枠の中に積算されるのかもしれませんが、総体的に見ますと交付税は増額の傾向にはないということですから、なかなか実感として我々としては教材として増額要求というのは難しいなという感じではありますけれども、ただ、今それぞれの担当課長のほうからお話し申し上げましたように、教材としてそれぞれ学校長の裁量で対応していただいている部分がありますから、それはそれで尊重しまして、それで補完すべき部分については標茶町の図書館で対応するという事で、図書館の図書費の購入につきましては、かなり財政的に厳しいということで各方面減額をされている状況にありますけれども、図書の購入費だけについては減額をされていない、従来どおりの金額を補償していただいているということもありまして、そういった意味からすると私ども財政当局といえますか、町側のほうのそういった配慮には感謝申し上げておりまして、基金等のそういった面での活用もというようなお話もありますけれども、ただこれはこれからいろいろと協議しながら進めていかなきゃなんないことでありますけれども、現時点では特別ほかの町村から見て不足しているという考え方はありません。ただ、多いにこしたことはないのですけれども、こういった財政事情もありますから、効率的あるいは効果的に対応できるような形でこれからも図書に対して行政の進め方をしていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） いろいろ情報過多の時代とも言われるぐらい、目まぐるしくいろんな蔵書がふえておりますし、また忘れ去るぐらい在籍蔵書もふえてくると思うのです。そういった面では、学校図書も含めて図書整備というのは忘れてはならない事業としてやっていかなければならないと思いますが、ぜひそういった面も含めて前向きに今後検討されることを期待しまして、終わらせていただきます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。
深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 質問いたします。

学校給食と病院問題、2つについて質問したいというふうに思っています。

先ほど内容審議の中で学校給食の安全性について言えば、これまで安いということで加工品や外国産を使っていたのだけでも、19年度は国内産を使うようにしてきたと。なかんずく道内産を多く使うように配慮して、その安全性を保つように努力してきたという説明を伺いました。しかし、教育委員会の学校給食に対するそういう慎重で、かつ安全性に対する決意を上回るような情勢が昨今物すごく出てきているので、さらに心配が募るわけなのですけれども、道教委のほうでしたっけ、これは国ですか、国のほうからも……教育庁からですね、この間の事故米の問題についても幾つか出て指示がありまして、そしてその一部が事故米を使用した可能性のある加工食品の学校給食における使用市町村ということで標茶町が上がっていたと。これは、よく読めば、使用した可能性のあるということなので、使用しているとは言っていないです。それで、だけれども、これを読んだ人たちは、標茶町は使っているなど、標茶もかという思いを強くしたと思うのですが、その後の教育委員会の調査で、それは使っていませんということを聞いて安心したのですが、しかし先ほど道産の食品を使うようにしてきたと言いましたけれども、偽装食品は北海道が何かスタートしたような情勢もあるので、心配は払拭されないわけですが、文部科学省の学校給食衛生管理の基準がありまして、それは毎年更新されているわけですが、その基準について言えば、定期的と書いてあるのです。定期的に細菌や農薬や添加物等についての検査の実施、これを指示しているのです。毎年5月及び9月の年2回実施するようにしなさいと。これについてなのですが、19年度含めて、標茶町はこの管理の基準に基づく検査の実施をしたのかしなかったのか、今まで。そのことについて、まず伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

文科省が出されております、委員がおっしゃった学校給食衛生管理の基準という部分でありますけれども、私どももその基準に基づいてそれぞれ行っているわけなのですが、この中で定期的の食品点検、これは定期的を実施することということで基準に示されております。ただ、市町村の場合の点検については、北海道、都道府県の部分が実際には共同調理場なら年4カ所、単独調理場なら8カ所、そういった部分で抽出しながら実施する。その場合に各町村と協議をしながら進めていくというふうにはうちのほうはとらえておりますので、

単独ではうちのほうは実際にはしておりません。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この基準というのは、平成17年に1回改定されているのです。そして、ことしの平成20年にもまた改定されていますよね。それで、私はこれだけ食品の問題が起きていて、文部科学省が基準を出している中で抽出調査的な検査では、これは子供たちの食品の安全を守れないというふうに単純に思うわけなのですけれども、この基準でいえば、今課長、単独で8カ所、共同で4カ所と言いましたね。これは、北海道では共同が多いから、逆に共同が8カ所で単独で4カ所というふうに聞いているのです。聞いているのですというか、きのう電話して直接道に聞いたのですけれども、ということなのです。それで、全道で12カ所というのでしょうか。私、最初180市町村の12カ所と思ったら、そうではなくて、政令指定都市や中核都市は単独でやるから省くのです。それでも、その共同調理場というのは全道でいえば200を超える共同調理場があるのです。進んでいるところでは、毎年この検査やっていると、実施していると。財政の厳しいところでは、1年に2回やらなきゃならないところを2年かけて1回ずつやるというふうなところもあるというふうに言っているのです。それで、全道で12カ所、年間12カ所ということは、単純に200で割り返すと、順番回ってくるのは十六、七年に1回なのです。十六、七年に1回の文部科学省の基準に基づく検査では、とてもじゃないけれども、子供たちの給食についての安全、安心は保たれないというふうに思うのです。それで、やはり町としてもそのことをよく考えて、かなり数年にわたってやってきていないと思うので、単独でやるという構えがあってもいいのではないかと思うのですけれども、それはどうでしょうかね。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 委員おっしゃるとおりにできれば、大変私も安全の部分ではいいと思います。ただ、現実的には非常に難しいというふうに思います。いろんな食品がありまして、その都度、その都度毎日同じような食品でない、あるいは購入するいろんな加工品も含めて毎月メニュー、献立をつくるときも物すごく数がある。それをどうやって検査でピックアップしながらやっていくかというのは非常に、そのときは何となくでも、次の日買うやつが安全でなかったとか、いろんな部分が想定されます。ただ、私の部分では、この食品の安全性の問題については、基本的にはこの流通の社会の中で国の責任の検査体制なり、あるいはそれぞれ農薬の表示の問題あるいは生産地の表示の問題、そういったあらゆる国の施策の中ですべきことが先にあるのではないかというふうには感じております。1回検査で十数万円かかる検査をどれだけできるかというのは非常に現実性に欠けるなというふうに私は思っています。道の部分でも全道で、先ほど言われたとおり12カ所、これだけ北海道が12カ所しかできないというのも非常に、法律上の問題でありますから、これの基準に基づいて実施されているというふうに思いますけれども、これに関しても私どもはもう少し北海道がどんどん進めていただければいいなというふうには考えています。単独的には非常に難しいので、それぞれ業者からいただいている成分表なり、そ

ういった部分を提示していただくような形をとって現状は進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ちょっと単純なことを伺うのですが、今のご説明の中で食品数が多いので、技術的に難しいということ強調されて言ったのか、財政的に難しいということ強調されて言ったのか、どっちですか。それによつては、やっぱり……

（「両方だ」の声あり）

○委員（深見 迪君） 両方、五分五分。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 片方だけという話じゃないので、これは先ほど言ひました1検査が十数万円かかると、それから食品の数が1回についてかなりの、いろいろな種類の納入業者があるということも含めてかなりこういった部分は、うちのほうの食品を食べる寸前のところではなくて、流通の出すところが先にしたほうがいいのでないかというふうには効率的には私は考えるのですけれども、その辺ではまだまだ時間的な国の政策がおくれているなというふうには考えていますので、自給自足40%という中で新たな世界的な輸入の食品が入ってきているということでは非常に難しい部分があるかもしれませんけれども、こういった部分では私どもも一緒の部分ではある程度の、個々のできる部分で頑張りたいというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） どうもここで言わないで国のほうに向かつて言ひなさいと言われているような気がするわけですが、農薬検査は3万円、それから食中毒に関する検査は5,000円と、単価決まっているのです。ですから、年に2回やりなさいといつたら、その1回分はおおむね8万円だと。だから、1年間2回の検査をやるとすれば十六、七万円かかるということは幾らかかるのと聞いたら、支庁はそういう答弁でした。そういうふうには言ひしていました。しかし、確かに私も国は基準をつくただけだと。あとのことについては、一切責任を持たないと。道に聞いたら、道はたくさん道の負担でやってくれないかという声が上がってくるのだと。だけれど、一つ一つの共同調理場で食品を選ぶのはそこなのだから、そこの責任でというような苦しそうな言ひ方をして言ひました。私は、今課長の説明はよくわかります。本当に国の基準は、こんな立派なものを出しているわけですけど、学校給食衛生管理の基準なんていうものを出しているわけですけど、これは文部科学省です。だけれども、形骸化しているのではないかと。ほとんど役に立たないというふうには思ひます。それは、同じ考えですか、どうですか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 学校衛生管理基準というのは、形骸化というよりも、いろいろな基準がありますけれども、どうやって現実的にこの基準を変えていくかというのもその国の方針だというように私は考えていますので、これは決して形骸化じゃなくて、でき

るようにどうやって改善をしながら、ほかの法律を含めて改善するかというのが本来の基準であるべきだというふうに思いますので、実効ある基準にしながら、ほかとの法令も関連しながら、どうやってやっていくかというのがありますので、今現時点での基準について、これがすべてだめだという話じゃなくて、これをどうやって現実に近づけるかという部分では国のほうも一定程度理解をしながら、これから詰めていこうというふうには認識しています。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） やっぱり地産地消の考え方がここでも本当に大事になってくると思うのですが、これ10月21日の新聞です。道教委は、給食の細菌や農薬添加物を定期検査するよう市町村教委に求めていると。検査は、農薬で一回に数十万円かかるため、これまで実施する市町村は少なかったが、今後は実施数がふえると見られると書いているのです。だけど、今の説明ではそうではないですね。それ心配なのです。私は、確かに国に問題があり、道が出すべきお金であるというふうに思うのです。しかし、それまで道から順番が回って……回ってきたって拒否する市町村だってあるわけですから、財政厳しくて。それまでは手をこまねいているというんじゃないで、できるだけ安全性の高い食品を使うという努力をしているというふうに聞きましたけれども、それはもうそのとおりでいいと思います。けれども、伊藤ハムでさえそうなのだから、どんなに私たちが安全性が高いと思っても、危ないのが今の実態なのです。そういう意味では、国や道に引き続き町としても要請する。あわせて、でき得るならばやっぱり実効ある検査を可能にしていく努力をぜひ行っていただきたいというふうに思うのです。最後にその点だけ。

○委員長（菊地誠道君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

まず、今課長申し上げましたけども、食品につきましては基本的に私自身は本来的な、例えば厚生労働省とか農水省とか、そういったところがしっかりと食品の安全を確保して流通させるという。これは、例えば学校給食だけじゃないのです。これは、国民すべて総体の問題なのです。そういった意味からすると、もっと大きい物の考え方で、国民総体が食品の安全に対する、しっかりした行政運営をするべきだということでの、やはり一定程度の怒りを出すべきでないかなと、私個人的にちょっと思う部分もあるのですが、ただ給食の関係につきましては、これはもう当然安全で安心な食というか、給食を提供するという我々の行政の立場ありますから、それはもう今の状態の中で最大限努力していくということで、当然道産の食材を使うこともしかりですし、そういった形もやっていますし、地産地消の部分につきましても、前の議会等でもお答えを申し上げておりますけども、地元産の牛乳を使った、例えばアイスクリームだとかヨーグルトだとか、あるいはできる限り地元産の野菜等、そういったものを使いながらそういう努力もしているところでございます。ただ、この検査につきましては、例えば食中毒とかそういった部分につきましては当然、自分のところで作っているものに対する責任でありますから、これはそういっ

た意味では一定程度検査する方向でいかなければならないなというふうに考えているところであります。これにつきましては、今後研究させていただきたいなと思いますし、ただ何回も申し上げますけども、食品の流通等につきましてはしっかりと、輸入が6割もなっていますから、そういった意味では、例えば厚生労働省あたりの検疫とか、そういったものについてもっとしっかりとした体制をとっていただかないと、学校給食はおろか、国民総体がとんでもないものを食べる状態になっているのかなという、そんな懸念もしながら、ただ自分のやらんきゃなんない部署につきましてはしっかりと対応していきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 給食の点はわかりました。

ただ、言葉じりとらえるようで申しわけないのですが、問題は国民総体の課題と学校給食は全然異質の問題で、国民は曲がりなりにも選べるのです。学校給食、子供たち選べないわけですから、だからそれを支給しているところの責任はやっぱり大きいのです。その点は、そういう認識をされていると思いますけども、共通の認識にしたいなというふうに思います。

病院の問題にちょっと移りたいのですが、平成18年度の診療報酬改悪、これによる経営圧迫で本当に19年度は厳しい決算を強いられたなというふうに思います。かてて加えて19年度は例の道や国の規模縮小のガイドラインだとか、問題がいっぱい出てきたので、そういう点ではそういう厳しい情勢の中をくぐってきた19年度の決算であったなというふうに私は思っています。そういう中で、その19年度の決算、病院経営の中から生まれてきたというか、標茶町立病院改革プランの素案、これが今出てきていると思うのですが、若干これは短目に質問しますが、ご意見と展望を伺いたいなというふうに思うのですが、看護師体制でいえば昨年13対1に変わって、たしか収入も2,000万円以上ふえた……ことですか、ふえたというふうに聞いています。ただ、反面高齢化を抱えて看護師体制と入院平均日数はその相関関係にあって、その点でいえば、住民サービスの点でいえば入院日数が少なくなると、やすらぎ園も非常に人数の倍を超える待機者がいる中で本当に大丈夫なのかなと。いわゆる社会的入院を含めた入院日数が減って困ることはないのかなという心配をずっとしています。それで、今後の展望も含めて、この点についてプランの素案をつくる時に考えたいろんな考え方をちょっとご提示願えればというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと存じます。

今委員からご指摘のありました入院基本料、本年6月までは看護基準15対1を適用しておりましたが、7月1日から13対1へ移行いたしました。これは、ランクアップです。それと、来月の1日からは10対1へ移行する予定になっています。つい昨日も、届けのした以降、もう1週間以上経過しておりますので、果たして認定になるのかということを確認しましたところ、予定どおり認定をいたしますと、移行できますということのお答えでし

たので、11月1日からは収益にしましたら年間4,800万円以上の、15対1から比較しますと、10対1に移行しますと増収になるということで、そういうふうになっています。ただ、この基準の中で一番問題になるのは、委員ご指摘ありましたとおり、看護師数もそうなのですが、平均在院日数、これが15対1でしたら60日以内、13対1でしたら24日以内、10対1でしたら21日以内ということになっております。これをクリアできないがために、今まで先生方の何とか入院の回転をちょっと早めながらといいますか、患者さんに迷惑がかからないように短期入院患者、治療が必要な患者さんについてもそういうようなお世話をさせていただきながら平均在院日数を落とす努力も実はしてきたところでございます。そこで、ようやく21日以内をクリアできたということで10対1に移行するわけですが、そこでこれまで自治体病院である標茶町立病院が担ってございました、いわゆる介護力のないご家庭の中での社会的入院患者さんのような方々、特養にも入所することができない、先ほどお話ありましたとおり、待機者についても、やすらぎ園については120人以上いるということも聞いておりますし、そういう中で行き場がない方がいらっしゃるということで、そういうお世話も実は治療も含めてお世話をさせていただいたところなんです。13対1と比較して24日以内、10対1は21日以内ということで、現在も実は長期入院患者さんもおりますので、その中で平均在院日数を保ちながら運営をさせていただきますので、現在の平均在院日数については約17日となっております。これを継続維持できるのでないかという実はもくろみもございまして、すぐ届け出をした、認定にはなったけれど、10対1が継続できなくなったということではちょっとぐあいが悪いので、そういう長期入院患者も含めてお世話をさせていただきながら、何とか平均入院日数を確保しながら10対1を確保して、収益の増に努めていきたいということで考えております。また、このことにつきましては、以前町の理事者のほうとも具体的に打ち合わせをさせていただいておりまして、そういう介護力のないご家庭の方の高齢者等も含めて、町立病院がそういう方々のお世話をさせていただくというのは使命であるということも共通認識のもとで理解をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 素案が出ておりますので、あれは町民規模でそのプランを練り上げていくということを常々おっしゃっていましたが、私もこれからの問題だなというふうに思っていますし、その中に大いに積極的に参加していきたいなというふうに考えています。

最後に1つだけ、10月24日の医療講演会、私も参加させていただきました。暴風雨の中、100人を超える町民の方が集まった。なぜか町立病院が講演会を開催すると暴風雪だとか暴風雨、そういう印象がすごく残っているのですが、それでも100人を超える人たちが集まると。本当に病院に対する関心、健康に対する関心は、標茶の町民は持っていらっしゃるのだなというふうにすごく感じました。ああいう病院経営とあわせて、病院問題を町民の中に接点を何とかつくろうという病院の姿勢というのを私はすごく感じました。今後もっ

ともっと組織的に、標茶の町立病院をどうするかということについて町民規模のそういう活動を展開するべきでないかなというふうに思うのですが、1点だけ、運営委員会というのがありますね。趣旨はちょっと違うのではないかなと私も感じてはいるのですが、こういう緊急事態でもありますし、町立病院の円滑な業務運営を図るための町立病院運営委員会の設置ですから、こういう運営委員会の中でも組織的に全庁的な討論といいますか、病院問題を考える、そういうシステムというのか、これを運営委員会の中に位置づけるということではできないものなのでしょうか。それが1点。

それから、今後ああいう規模の運動といいますか、それをどのように考えていらっしゃるのか、その2点だけお伺いして、質問を終わります。

○委員長（菊地誠道君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 提出が求められております、来年の3月まで提出しなければならぬ病院の改革プランについては、委員ご指摘のとおり、今11カ所の地域、住民課とともに回らせていただきながら、今月17日からスタートしております。来月中旬まで日程が入っております、各地域に出向いて高齢者保健事業計画等始め町立病院改革プランの内容について、またあわせて町立病院の現状と課題についても説明をさせていただいて、ご意見を承っているところでございます。そういう中から、プランを提出まで成熟化させて、最終的には総務省のほうに道を経て提出をしていきたいということで考えております。

病院の運営委員会の関係でございますが、このプランの関係で集中審議をするということで、来月の5日に開催をする予定になっております。その中でも、今委員ご指摘のありました点について、講演会というお話も出ましたが、それらを含めて運営委員会としての、いわゆる取り組み、位置づけとしてできないものかという部分について、私のほうからも5日の会議におきましてちょっとお話をさせていただきまして、いつも運営委員会におきましては議会での議論経過も、内容も含めて必ず私のほうから報告しておりますので、それらを含めて、今回の決算委員会含めまして、委員から出されましたことについて、ちょっと投げかけてまいりたいということで考えております。

また、今後のそういうことも含めての、いわゆる取り組みでございますが、実は先日ある町民の方から、ありがたいことなのですが、町立病院を日常的にご利用いただいている方で、受付の窓口に見えまして、実はその方、まちづくり推進委員会の委員の方でございます、後日まちづくり推進委員会があるので、私は町立病院が町内唯一の医療機関だということで非常にありがたく思っていると。ですから、まちづくり推進委員会の中で私のほうから病院の応援団を組織すべく、ちょっと提起をしたいのだというお話がございました。どういう結果になるか、私見えませんが、本当に非常にありがたいことだと思っております。道内でも根室市始め上士幌町、そういう部分で地元の市立病院なり町立病院なりの応援団組織もできてございます。そういう部分で、今非常に病院を取り巻く環境というのは厳しいこともございます。運営者側も一層医療サービスの提供、向上に向けて努力は惜しみませんが、一方ではそういう町民の皆さんが応援していただけるというものがもし

できたとしましたら、これは現在医師の確保も厳しい状況の中で現在常勤でおります先生方も一層の励みになるだろうなということだと思っております。そういう部分では、そういうこともちょっと明るい話題といたしますか、私としては、病院側としては本当にありがたいことだなということだということで感謝しておりますし、病院としても惜しまず、病院として取り組むべきものについては取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員（深見 迪君） 終わります。

◎散会の宣告

○委員長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本委員会に付託を受けました認定8案は、なお精査の要ありと認められますので、継続審査といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、あす10月29日は午前10時から開催の臨時会終了後に委員会を開きますので、議場に参集願います。

以上で本日の委員会を散会いたします。

（午後 4時53分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

年長委員

委員長

平成19年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成20年10月29日（水曜日） 午前11時00分 開議

付議事件

- 認定第 1号 平成19年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成19年度標茶町老人保健特別会計決算
- 認定第 5号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算
- 認定第 6号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 7号 平成19年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 8号 平成19年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（14名）

委員長	菊地誠道君	副委員長	林博君
委員	田中進君	委員	黒沼俊幸君
〃	越善徹君	〃	後藤勲君
〃	小野寺典男君	〃	末柄薫君
〃	舘田賢治君	〃	深見迪君
〃	田中敏文君	〃	川村多美男君
〃	小林浩君	〃	平川昌昭君

○欠席委員（0名）

なし

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君

平成19年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

税 務 課 長	高 橋 則 義 君
管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
商工観光課長	佐 藤 啓 一 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	川 嶋 和 久 君
社会教育課長	中 居 茂 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)
会 計 管 理 者	稲 沢 伸 穂 君
兼 出 納 室 長	
監 査 委 員	山 口 幸 夫 君
監 査 委 員	伊 藤 淳 一 君
監 査 事 務 局 長	佐 藤 吉 彦 君 (議会事務局長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	中 島 吾 朗 君

(委員長 菊地誠道君委員長席に着く。)

◎開議の宣告

○委員長（菊地誠道君） 昨日に引き続き平成19年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員14名、欠席なしであります。

(午前11時00分開議)

◎認定第1号ないし認定第8号

○委員長（菊地誠道君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

昨日に引き続き総括質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君）（発言席） それでは、とりあえず三、四点お聞きをしたいと思えます。

まず初め、町立病院の関係なのですけれども、昨年から比べますと、患者と申しますか、通院されている方々が879人減少となっているというようなことから考えまして、職員が1名と臨時職員が2名増員になっているというこの件については、今非常に診療所化、いろんな問題を抱えている中で、病院もそれなりのご苦勞をされていると思えますけれども、この件についてどういうことでこの人がふえているのかということ、ちょっとお聞きをしたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと思います。今委員ご指摘のありました19年度の患者数につきましては、入院、外来患者数トータルで対前年比879人の減ということになっております。一方では、職員の状況、決算書のほうでも記載をさせていただいておりますが、1つには、3名がふえている部分で申しますと、放射線室の放射線技師、これにつきましてはご承知のとおり1日24時間、365日の救急外来の指定病院として機能發揮しておりますので、その3名体制をすることによって100%救急患者の対応をさせていただくということでの増員ということで1人の採用したわけでございます。それと、検査室の1名、それと看護部の准看の1名の増につきましては、ともに産休、育休代替の配置でございまして、そういうことで3名をふやしたということでございます。ただ、職員数で申しますと、20年度に入りましても中途退職の正職員ございましたが、臨時対応、臨時職員の採用ということで人件費の抑制ということも、今回の病院の改革プランの中でも人件費の抑制ということも期待をさせていただきますが、そういうことで少しでも経費を抑えるために人件費を初めとする経費の削減に努めているところでございますので、ご理解をお

願いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） わかりました、今の件。

次、エキノコックスの関係なのですけれども、これについて住民の健康診断の中でそれなりに行われていると思いますけれども、18年度と19年度についても433名と431名ということで2名しか変わらないわけなのですけれども、この辺について学童、成人を対象にしているという検査の結果なのですけれども、幸いにして病原菌を持っている人がいないということなのですけれども、この辺について学童といってもどの辺から、何か小学生からやっているのか、それについては親とのどういう関係の中でやっているのか、年に何回やるものなのか、例えば病気が発症するというのは10年くらいかかって発症するということなのですけれども、この辺について広報についてもどの程度住民に周知徹底されているのか。非常にキツネがふえてきていることは事実なので、この辺のところ、これからもこの人数が何か同じような人数でいくのかなというようなことを考えていきますと、もう少し町民にアピールをしながら検査を多くしていつてもらえればなというような感じはするのですが、その辺についてちょっと詳しくお願いをしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） エキノコックスの検診につきましては、道のエキノコックス症対策実施要領に基づきまして毎年実施しております。学童につきましては、いわゆる小中学生ということで、それから成人はそのとおりなのですが、実施要領に基づきまして地域が限定したところについて現在のところは毎年1回検診をしております。この間、18年度、19年度も受診結果としては異常なしということで来ておりますけれども、前年まで15、16、17年については要精密検査が出ておりますけれども、それにつきましては釧路市内の病院において2次検診をしていただくというふうにしております。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 道のあれに基づいてということなのですけれども、地域の限定というのはどのような形でもってなされているのですか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 私、ちょっと今詳しいものを持ってきていないのですが、虹別地域というふうに記憶しております。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今課長が虹別ということなのですけれども、それ1カ所だけなのかどうなのかちょっと私もわかりませんが、後でその範囲をできれば教えていただければなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、実績報告書の中にあります産業の振興という、1ページ目にありますけれども、ここに農家の堆肥の問題なのですけれども、下から4行目ぐらいに河川近くの1次野積み堆肥の除去や尿、堆肥の適切な散布といった現実的な対応を促し、また定期的な巡回により

違反の発生要望に努めましたということなのですが、これは当然農協とタイアップしながらやっていると思いますけれども、どのような状況で年に何回くらいこういう検査を行って、結果的にはどういう状況だったのかということをご希望をしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 委員お考えのとおり、この現地調査については農協さんあるいは普及センター含めて関係機関とともに実施しております。具体的には、家畜ふん尿対策プロジェクトというチームをつくっております、特に春先の融雪期に河川の巡視含めて巡回しております。

また、降雨等があった場合、水質の汚染が懸念される時には、随時河川近辺を巡回して、まずい点がなかったかどうかという検証を行っております。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今巡回をしてということなのですが、これは例えば保健所とか何かとタイアップしながら、この水質調査だとか、そういうような詳しいことについては全然やっていないということなのですか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

保健所さんとは、直接的には関係を持ってございません。そのかわり、釧路川であれば釧路川水質保全協議会という組織がありまして、下流のほうで釧路市の水源となっておりまして、そちらのほうで水質調査を行っておりまして、そのデータをいただきながら我々も対策を検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） ということは、洪水時だとか降雨の多いときだけを限定にしているということよろしいですか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

水質の検査につきましては、釧路市の上下水道部のほうで常時行っているものというふうに理解しております。それで、特に水質の悪化があったときに上下水道部のほうから我々町あるいは農協さんのほうに水質の悪化についての報告がなされまして、それに基づいて対策を考えているということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） その点了解しました。

次、19年度の決算資料の中、事務報告の中で43ページにまちづくりポストということで、投稿延べ人数が8人と、投稿延べ意見が8件ということなのですが、この件についてどのような意見が出ているのか、どのような人がどのような形の中で出てきているのか。また毎年同じような形が出てきているのかどうかということにはちょっとわかりません

けれども、その辺についてできればどんなような意見が出ていて、どう対応しているのかということをちょっと詳しくお願いをしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

まちづくりポストにつきましては、町内の各集会所等に設置しておりまして、不特定多数の方が投函できるような形になっております。その中では、文面上では町の団体に対する部分のものとか、町に対する提案ですとか、そういうような内容が記載されておりまして、文字を見ますと子供の文字の筆跡もありますし、大人の方の筆跡もあります。それで、質問等の内容に応じまして、必要に応じて町の広報でご回答するというような内容となっております。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） それであれば、特別な問題がないということであるということ、またどんなような、子供が出していることもあろうかと思しますので、それはそれとしてわかりました。

それと、もう一点だけ、水道料金の問題なのですけれども、これは審査意見の中の7ページに、たびたび水道料金の滞納の関係が出ていますのですけれども、きのうも出ていましたけれども、15件の9万1,130円というもので上積みされてきているということでも出ていますけれども、この消滅時効の完成によるものということはどういうことで、その消滅というのは何年で消滅しているものなのか、ちょっとお伺いしたいと思いますけど。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えします。

何年というのを今手元に持ってきていないのですけれども、あとそのほかに出どころが不明になって連絡がとれなくて不納欠損したと、あるいは本人が死亡してしまっ……

○委員（後藤 勲君） それは、わかっているんだ。それはいいんだけど、今の時効というのは何年なのかなということ。

○水道課長（妹尾茂樹君） 5年ということですよ。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） また、今言いましたけれども、居どころが不明な件数が11件ということなののですけれども、この件についてどの程度居どころを捜していたのか、調査をしたのかということがよくわかりませんが、単純にただ居どころが不明だと。また、納入義務者の死亡が2件ということなののですけれども、この納入義務者がいないといっても、だれかがいるということが言えるので、この辺のところはちょっとどうなっているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 居どころ不明につきましては、債権者が転出した後に住民票でもってその住所あてに納付書を送付するわけですがございますけれども、それが居どころ不

明で戻ってきてしまうと。そうすると、それ以上私どものほうではなかなか追跡できないということでございます。

あと死亡につきましては、その財産の相続の関係のことで言っておられるかと思うのですが、その辺については財産を相続する関係者に対してそれぞれ納入に対して督促と申しますか、そういうものをお願いしているということはございません。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 一般的にそういうことはわかるのですが、どうもちょっと徴収の方法が甘過ぎるのでないかなというような懸念はしないわけでもないのですが、これからもう少し徹底した調査をしながら、これは税金なのだから、何が何でも一件でもとるのだというような努力が見えればいいかなというふうに考えておりますので、ひとつこれからもできるだけ、今言われたように逃げ得だというような状態をつくらないような形の中で、日本じゅうにいれば、どこかここか捜すことはできるわけですから、この辺がどの程度の調査の仕方をやるのかによって変わってくると思いますので、ひとつその辺のところをこれからも強力に進めていただければなというふうに考えて、以上で終わります。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えします。

今委員ご指摘ありましたとおり、今後はそのようにできるだけ滞納を減らすという意味で努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより認定第1号から認定第8号まで認定8案一括して採決いたします。

お諮りいたします。認定8案は、いずれも認定すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号まで、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（菊地誠道君） 以上で本委員会に付託を受けました認定8案の審査は終了いた

平成19年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

しました。

これをもって平成19年度標茶町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午前11時21分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 菊 地 誠 道